

令和 5 年 2 月 7 日

令和 5 年 広島県議会 2 月 定例会議案 (その 2)

広 島 県

令和五年広島県議会二月定例会議案日次（その二）

県第十六号 広島県職員退職手当基金条例	一
県第十七号 G7広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例	四
県第十八号 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	一
県第十九号 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	一五
県第二十号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	一八
県第二十一号 広島県企業職員等定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例	一一
県第二十二号 広島県手数料条例等の一部を改正する条例	一五
県第二十三号 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	四〇
県第二十四号 広島県子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例	四七
県第二十五号 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	四九
県第二十六号 修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	六四
県第二十七号 広島県農水産振興資金特別会計条例の一部を改正する条例	七〇
県第二十八号 広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	七三
県第二十九号 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	七七
県第三十号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	七九
県第三十一号 工事請負契約の締結について	八一
県第三十二号 工事請負契約の締結について	八三
県第三十三号 工事請負契約の変更について	八五
県第三十四号 工事請負契約の変更について	八七
県第三十五号 財産の無償貸付けについて	八九
県第三十六号 財産の減額貸付けの変更について	九一
県第三十七号 和解に応じることについて	九三

県第三十八号 行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について……………九五

県第三十九号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………九八

県第四十号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………一〇〇

県第四十一号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………一〇一

県第四十二号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………一〇四

県第四十三号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………一〇六

県第四十四号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………一〇八

県第四十五号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………一〇九

県第四十六号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………一一〇

県第四十七号 公平委員会の事務の委託に関する協議について……………一一一

県第四十八号 高陽取水場管理事務の事務委託の廃止に関する協議について……………一一六

県第四十九号 上水道管理事務の事務委託の廃止に関する協議について……………一一八

県第五十号 上水道管理事務の事務委託の廃止に関する協議について……………一一九

県第五十一号 上水道管理事務の事務委託の廃止に関する協議について……………一二〇

県第五十二号 上水道管理事務の事務委託の廃止に関する協議について……………一二一

県第五十三号 上水道管理事務の事務委託の廃止に関する協議について……………一二六

県第五十四号 広島高速道路公社の定款の一部変更について……………一二八

県第五十五号 水産基盤整備事業の費用の一部の負担を受益市に求めるについて……………一三〇

県第五十六号 農村整備事業の費用の一部の負担を受益市町に求めるについて……………一三一

県第五十七号 広島空港整備事業費負担金の一部の負担を県内各市町に求めるについて……………一三四

県第五十八号 包括外部監査契約の締結について……………一三六

県第十六号議案

広島県職員退職手当基金条例案を次のように提出する。

令和五年二月七日

広島県知事 湯崎英彦

広島県職員退職手当基金条例案 広島県職員退職手当基金条例

(設置)

第一条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の規定に基づく退職手当の支給に要する経費の財源に充てるため、広島県職員退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第一条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(处分)

第五条 基金は、第一条の退職手当の支給に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第七条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により

負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

（委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則

(提案理由)

令和五年度から職員の定年を段階的に引き上げることにより、各年度間で大幅に増減が生じることとなる退職手当支給額の負担平準化を図ることを目的とした基金を設置するため、この条例案を提出する。

県第十七号議案

G7広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例案を次のように提出する。

令和五年二月七日

広島県知事 湯崎英彦

G7広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例案 G7広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、G7広島サミット（令和五年に広島県で開催される主要国首脳会議をいう。）の開催時における対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止するとともに、会議の円滑な実施及び地域住民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「対象地域」とは、次条第一項の規定により知事が指定した地域をいう。

2 この条例において「対象施設」とは、第四条第一項の規定により知事が指定した施設をいう。

3 この条例において「対象施設周辺地域」とは、第四条第二項の規定により知事が指定した地域（海域を含む。）をいう。

4 この条例において「小型無人機」とは、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第三項に規定する小型無人機をいう。

5 この条例において「要人」とは、内閣総理大臣、外務大臣その他これらに準ずる地位にある者及びそれらの配偶者並びに別表に定める外国要人をいう。

(対象地域の指定等)

第三条 知事は、第一条の目的に照らしその地域の上空における小型無人機の飛行による要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止することが必要であると認める次に掲げる地域を、対象地域として指定することができる。

- 一 広島市南区元宇品町及びその周囲おおむね二千五百メートルの地域（海域を含む。）として知事が指定する地域
- 二 三原市本郷町善入寺に所在する広島空港及びその周囲おおむね千メートルの地域として知事が指定する地域

三 第一条の目的に照らし、小型無人機の飛行による危険を未然に防止することが必要であると知事が認める町又は字の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百六十条第一項に規定する市町の区域内の町又は字の区域をいう。）及びその周囲おおむね三百メートルの範囲内の地域（海域を含む。）として知事が指定する地域

2 知事は、前項の規定により対象地域を指定するときは、期間を定めて指定するものとする。

3 知事は、第一項の規定により対象地域を指定しようとするとときは、あらかじめ、警察本部長と協議しなければならない。

4 知事は、対象地域を指定するときは、その旨、期間及び対象となる地域を告示するものとする。

5 知事は、対象地域についてその指定の必要がなくなつたと認めるときは、第一項の規定にかかわらず直ちにその指定を解除するものとする。

6 知事は、前項の規定による解除をしたときは、その旨を告示するものとする。
(対象施設等の指定等)

第四条 知事は、第一条の目的に照らしその施設の上空における小型無人機の飛行による要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止することが必要であると認める施設を、対象施設として指定することができる。この場合において、知事は、当該対象施設の敷地（一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。以下同じ。）又は区域を併せて指定するものとする。

2 知事は、前項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3 知事は、前二項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに対象施設周辺地域を指定するときは、期間を定めて指定するものとする。

4 知事は、第一項及び第二項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察本部長と協議しなければならない。

5 知事は、対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに対象施設周辺地域を指定するときは、その旨、期間、当該対象施設の名称、所在地及び敷地又は区域並びに当該対象施設に係る対象施設周辺地域を告示するものとする。

6 知事は、対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに対象施設周辺地域についてその指定の必要がなくなつたと認めるときは、第三項の規定にかかわらず直ちにその指定を解除するものとする。

7 知事は、前項の規定による解除をしたときは、その旨を告示するものとする。
(対象地域等の上空における小型無人機の飛行の禁止)

第五条 何人も、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、令和五年四月十九日から同年五月

二十二日までの期間の範囲内で当該各号に定める期間については、対象地域及び対象施設周辺地域の上空において、小型無人機を飛行させてはならない。

一 対象地域 第三条第二項の規定により知事が指定した期間

二 対象施設周辺地域 前条第三項の規定により知事が指定した期間

2 前項の規定は、次に掲げる小型無人機の飛行については、適用しない。

一 知事及び土地の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。以下「土地所有者等」という。）の同意を得た者が対象地域の上空において行う小型無人機の飛行

二 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機の飛行

三 土地所有者等又はその同意を得た者が対象施設周辺地域内における当該土地の上空において行う小型無人機の飛行

四 国又は地方公共団体の業務を行うための小型無人機の飛行

3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項第一号の同意をしてはならない。

一 対象地域の上空において、小型無人機を飛行させることにより、要人に危険が生じるおそれがあると認めるとき。

二 要人の警備の妨げになるおそれがあると認めるとき。

三 前二号に準ずるものとして知事が必要と認めるとき。

4 第二項の規定により小型無人機を飛行させようとする者は、次条に定める方法により、あらかじめ、その旨を当該小型無人機の飛行に係る対象地域又は対象施設周辺地域を管轄する警察署長（当該対象地域又は当該対象施設周辺地域が二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長。以下「所轄警察署長」という。）を経由して、公安委員会に通報しなければならない。

（通報の方法）

第六条 前条第二項第一号から第三号までに掲げる小型無人機の飛行を行おうとする者のうち対象施設の管理者又は土地所有者等（以下「施設管理者等」という。）及び前条第二項第四号に掲げる小型無人機の飛行を行おうとする者（以下「公務操縦者」という。）が行う同条第四項の規定による通報は、小型無人機の飛行を開始する日の七日前（災害その他緊急かつやむを得ない場合にあっては、小型無人機の飛行を開始する前）までに、次に掲げる事項を通報して行うものとする。

一 通報者の氏名、生年月日、住所及び連絡先

二 小型無人機の飛行を行う目的

三 小型無人機の飛行を行う日時

四 小型無人機の飛行に係る対象地域又は対象施設周辺地域内の区域

五 小型無人機の飛行に係る機器の種類及び大きさ、形状、重量、製造番号その他の特

徴

六 小型無人機の飛行に係る機器の登録記号（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一

号) 第百三十二条の四第三項の規定により通知された登録記号をいう。)

- 七 操縦者の氏名、生年月日、住所及び連絡先
 - 八 操縦者の勤務先の名称、所在地及び連絡先（操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機の飛行を行おうとする場合に限る。）
 - 九 前各号に掲げるもののほか、別に公安委員会が定める事項
- 2 前項の規定は、施設管理者等及び公務操縦者以外の者が行う前条第四項の規定による通報について準用する。この場合において、同項中「通報は」とあるのは、「通報は、知事及び土地所有者等又は施設管理者等の同意を得た上で」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の規定による通報（前項において準用する場合を含む。）の際には、次に掲げる書類を提出するものとする。ただし、災害その他緊急かつやむを得ない場合にあっては、口頭その他適切な方法により行うことができる。
- 一 小型無人機の飛行場所、操縦する場所及び監視する場所を表示した図面
 - 二 飛行させる小型無人機の写真（当該機器の全体及び製造番号等を写したもの）及び仕様書
- 三 施設管理者等及び公務操縦者以外の者が行う小型無人機の飛行の場合にあっては、知事及び土地所有者等又は施設管理者等の氏名、住所、連絡先及びその同意を行った年月日を記載した書面の写し
- 四 公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機の飛行を行うことを証明する書面の写し（公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機の飛行を行う場合に限る。）
- 五 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める書類
- 4 第一項の規定による通報（第二項において準用する場合を含む。）をした者は、第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、小型無人機の飛行を開始する前までに、所轄警察署長を経由して公安委員会に通報しなければならない。
- （関係機関への協力要請）
- 第七条 知事は、第五条第二項第一号に規定する同意を求められたときは、国及び地方公共団体の関係機関に対し必要な情報を提供し、協力を求めることができる。
- 2 公安委員会は、第五条第四項又は前条第一項の規定による通報を受けたときは、国及び地方公共団体の関係機関に対し必要な情報を提供し、協力を求めることができる。
- （安全の確保のための措置）
- 第八条 警察官は、第五条第一項又は第四項の規定に違反して小型無人機の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機を対象地域又は対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命じることができます。
- 2 前項に規定する場合において、同項の措置をとることを命じられた者が当該措置をとができる。

らないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないとき又は同項の小型無人機の飛行を行っている者に対し当該措置を命じるいとまがないときは、警察官は、要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機の飛行の妨害、当該小型無人機に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができる。

3 県は、前項の規定による措置が行われたときは、当該措置により損失を受けた者（第五条第一項又は第四項の規定に違反して小型無人機の飛行を行つた者を除く。）に対し、当該措置により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（罰則）

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定に違反し、同項第一号の対象地域の上空で小型無人機の飛行を行つた者
- 二 第五条第一項の規定に違反し、同項第二号の対象施設周辺地域のうち、第四条第一項に規定する対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域の上空で小型無人機の飛行を行つた者
- 三 第八条第一項の規定による警察官の命令に違反した者
(委任)

第十条 この条例の実施に関する必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(この条例の失効)
- 2 この条例は、令和五年五月二十二日限り、その効力を失う。
(経過措置)
- 3 この条例の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第二条関係）

	外	国	要	人
一	外国の元首（当該国の憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む。）及び外国の元首の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員			
二	外国の政府の長及び外国の政府の長の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員			
三	外国の外務大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣に準ずる地位にある者			
四	外国の外務大臣以外の外国の大蔵及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣以外の外国の大蔵に準ずる地位にある者			

六	五
前各号に掲げる者以外の者で、知事がこれらの者と同等の接遇を行う必要があると認めて指定するもの	国際連合の事務総長及び事務次長並びに我が国が加盟国となっている国際機関の事務局長並びにこれらに同行する家族の構成員

(提案理由)

安全・安心なサミットの実現に向けて、サミットを機に広島を訪れる要人の警備に万全を期すこと等を目的として、対象地域及び対象施設の指定、対象地域等の上空における小型無人機の飛行の禁止等に関する必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。

県第十八号議案

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を次のように提出する。

令和五年二月七日

広島県知事 湯崎英彦

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整備に関する条例案

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整備に関する条例案

(広島県建築基準法施行条例の一部改正)

第一条 広島県建築基準法施行条例（昭和四十七年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改正後	改正前
（がけ付近の建築物）	（がけ付近の建築物）
第四条の二（略）	第四条の二（略）
2（略）	2（略）
一・二（略）	一・二（略）
三 当該がけに係る災害防止工事について、 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（ 令和四年法律第五十五号。以下「改正法」 という。）による改正前の宅地造成等規制 法（昭和三十六年法律第一百九十一号）第十 三条第二項の検査済証の交付があつたとき。 四 当該がけに係る災害防止工事について、 改正法附則第二条の規定によりなお従前の 例によることとされる同法による改正前の 宅地造成等規制法第十三条第一項の検査済 証の交付があつたとき。	三 当該がけに係る災害防止工事について、 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第一百 九十一号）第十三条第二項の検査済証の交 付があつたとき。
五 前四号に掲げるもののほか、建築物の位 置及び構造、がけの土質並びに災害防止措 置の状況により特定行政庁が建築物の安全 上支障がないと認めたとき。	四 前三号に掲げるもののほか、建築物の位 置及び構造、がけの土質並びに災害防止措 置の状況により特定行政庁が建築物の安全 上支障がないと認めたとき。

(広島県手数料条例の一部改正)

第二条 広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改正後

改正前

別表 (第一条関係)		別表 (第二条関係)	
法律名 事務の区分	手数料の名称	法律名 事務の区分	手数料の名称
宅地造 成等規 制法(昭和三 十六年法律第 百九十一号)第 十二条第一項 の規定により許 可を受けなければ ならない行為(同 法第二号に規定す る宅地造成又は同 法第三号に規定す る特定盛土等で あって、行為に係 る面積が千平方メートル 以上のものに限る。) 2—4 (略)	金額	宅地造 成等規 制法(昭和三 十六年法律第 百九十一号)第 八条第一項の規定 により許可を受 けなければならない行 為(行為に係る面 積が千平方メートル 以上るものに限る。 2—4 (略)	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(広島県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)
 第三条 広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(土地の改変時における改変者の義務) 第四十条 (略)	(土地の改変時における改変者の義務) 第四十条 (略)
二 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三 十六年法律第百九十一号)第十二条第一項 の規定により許可を受けなければならない 行為(同法第二号に規定する宅地造成又 は同法第三号に規定する特定盛土等で あって、行為に係る面積が千平方メートル 以上のものに限る。) 2—4 (略)	二 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第 百九十一号)第八条第一項の規定により許 可を受けなければならない行為(行為に係 る面積が千平方メートル以上るものに限る。 2—4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年五月二十六日から施行する。

(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項及び改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の宅地造成等規制法第八条第一項の規定により許可を受けなければならない行為に係る第三条の規定による改正後の広島県生活環境の保全等に関する条例第四十条から第四十三条までの規定の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

宅地造成等規制法の一部を改正する法律が施行され、関係条例について必要な規定の整備を行うため、この条例案を提出する。

県第十九号議案

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を次のように提出する。

令和五年二月七日

広島県知事 湯崎英彦

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係

条例の整理に関する条例案

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係

条例の整理に関する条例

(広島県立美術館条例の一部改正)

第一条 広島県立美術館条例（昭和四十三年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第一条 美術に関する県民の知識及び教養の向上に資するため、広島県立美術館（以下「美術館」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 美術に関する県民の知識及び教養の向上に資するため、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条の規定に基づき、広島県立美術館（以下「美術館」という。）を設置する。</p>

(旅館業法施行条例の一部改正)

第二条 旅館業法施行条例（昭和二十三年広島県条例第百四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(清純な施設環境が保持されるべき施設)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十一条第一項第一号に規定する博物館に相当する施設</p> <p>二 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定した施設</p> <p>三一六 (略)</p>	<p>(清純な施設環境が保持されるべき施設)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定した施設</p> <p>三一六 (略)</p>

(広島県立歴史博物館設置条例の一部改正)

第三条 広島県立歴史博物館設置条例（平成元年広島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第一条 郷土の歴史に関する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、広島県立歴史博物館（以下「博物館」という。）を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第一条 郷土の歴史に関する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、「博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条の規定に基づき、広島県立歴史博物館（以下「博物館」という。）を設置する。</p>

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第四条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年広島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設）</p> <p>第十条 （略）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第三十一条第二項に規定する指定施設</p> <p>四一六 （略）</p>	<p>（店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設）</p> <p>第十条 （略）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第十九条の規定により文部科学大臣若しくは広島県教育委員会が博物館に相当する施設として指定した施設</p> <p>四一六 （略）</p>

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)
博物館法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理等を行うため、この条例案を
提出する。

県第一十号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
第七条 (勤続期間の計算)	第七条 (勤続期間の計算)	第七条 (勤続期間の計算)
2—4 (略)	2—4 (略)	2—4 (略)
5 (略)	5 (略)	5 (略)
一 の二 職員以外の地方公務員のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。次条第一号において「勤務日数」という。）が十八日／（一月間の日数（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第二号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。次条第一号において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされることとされているもの（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）に相当するもの	一 の二 職員以外の地方公務員のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。次条第二号において同じ。）が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）に相当するもの	一 の二 職員以外の地方公務員のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。次条第一号において「勤務日数」という。）が十八日／（一月間の日数（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第二号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。次条第一号において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされることとされているもの（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）に相当するもの
6—8 (略)	6—8 (略)	6—8 (略)
第七条の二 (勤続期間の計算の特例)	第七条の二 (勤続期間の計算の特例)	第七条の二 (勤続期間の計算の特例)
一 (略)	一 (略)	一 (略)
二 職員以外の地方公務員のうち職員について		

職員みなし日数以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至るまでの者（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）から引き続いて職員となつたもの又は国家公務員退職手当法第二条第二項に規定する者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至るまでのものから引き続いて職員となるもので、通算して十二月を超える期間勤務したもの（職員となる前のその者の当該引き続いて勤務した期間）

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

附 則	改 正 後	改 正 前
<p>第十三条 職員（改正後退職手当条例第二条に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）以外の地方公務員のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。次項及び第四項において「勤務日数」という。）が十八日（一月間の日数（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第二号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。次項及び第四項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）に相当するものが引き続いて職員となつた場合には、改正後退職手当条例第七条第五項の規定にかかわらず、当分の間、その者を同項第一号の二に規定する者とみなして同項の規定を適用する。</p>	<p>第十三条 職員（改正後退職手当条例第二条に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）以外の地方公務員のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。次項及び第四項において同じ。）が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）に相当するものが引き続いて職員となつた場合には、改正後退職手当条例第七条第五項の規定にかかわらず、当分の間、その者を同項第一号の二に規定する者とみなして同項の規定を適用する。</p>	<p>第十三条 職員（改正後退職手当条例第二条に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）以外の地方公務員のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。次項及び第四項において同じ。）が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至るまでの者（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）から引き続いて職員となつたもの又は国家公務員退職手当法第二条第二項に規定する者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至るまでのものから引き続いて職員となるもので、通算して十二月を超える期間勤務したもの（職員となる前のその者の当該引き続いて勤務した期間）</p>

て定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至るまでの者（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）から引き続いて職員となつたもの又は国家公務員退職手当法第二条第二項に規定する者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至るまでのものから引き続いて職員となつたもので、通算して十二月を超える期間勤務したもの（職員となる前のその者の当該引き続いて勤務した期間）

て、同項の規定を適用する。

2 前項の規定は、国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する者であつて、勤務日数が職員みなし日数以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに相当するものが引き続いて職員となつた場合について準用する。この場合において、前項中「同項第一号の二」とあるのは「同項第一号」とする。

4 3

(略)

職員以外の地方公務員のうち勤務日数が職員みなし日数以上ある月が引き続いて六月を超えるに至るまでの者（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）から引き続いて職員となつたもの又は国家公務員退職手当法第二条第二項に規定する者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が引き続いて六月を超えるに至るまでのものから引き続いて職員となつたもので、通算して六月を超える期間勤務したものについては、改正後退職手当条例第七条の二の規定にかかわらず、当分の間、その者を同条第二号に規定する者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第二号中「十二月」とあるのは、「六月」とする。

(経過措置)

第三条 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第七条第五項及び第七条の二の規定並びにこの条例による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第十三条第一項、第二項及び第四項の規定は、令和五年四月一日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

2 前項の規定は、国家公務員退職手当法第二条第二項に規定する者であつて、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに相当するものが引き続いて職員となつた場合について準用する。この場合において、前項中「同項第一号の二」とあるのは「同項第一号」とする。

4 3

(略)

職員以外の地方公務員のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至るまでの者（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）から引き続いて職員となつたもの又は国家公務員退職手当法第二条第二項に規定する者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至るまでのものから引き続いて職員となつたもので、通算して六月を超えたもので、通算して六月を超える期間勤務したものについては、改正後退職手当条例第七条の二の規定にかかわらず、当分の間、その者を同条第二号に規定する者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第二号中「十二月」とあるのは、「六月」とする。

(提案理由)

一般職の国家公務員の取扱いに準じて、広島県の常時勤務に服することを要する職員以外の地方公務員等が、引き続き広島県の常時勤務に服することを要する職員となつた場合における退職手当の基礎となる勤続期間に係る要件を緩和するため、この条例案を提出する。

県第二十一号議案

広島県企業職員等定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県企業職員等定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例案

広島県企業職員等定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

(広島県企業職員等定数条例の一部改正)

第一条 広島県企業職員等定数条例（昭和四十三年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後		改 正 前
(職員の定数)		(この条例の趣旨)	
第一条 (略)		第一条 (この条例は、広島県土地造成事業、広島県流域下水道事業及び広島県病院事業に常時勤務する職員（以下「職員」という。）の定数に関するものとする。)	第一条 (この条例は、広島県土地造成事業、広島県工業用水道事業、広島県水道用水供給事業、広島県流域下水道事業及び広島県病院事業に常時勤務する職員（以下「職員」という。）の定数に関するものとする。)
一 広島県流域下水道事業の職員 三〇人		一 (略)	一 (略)
二 広島県流域下水道事業の職員 一三四人		二 広島県工業用水道事業、広島県水道用水供給事業及び広島県流域下水道事業の職員 一三四人	二 広島県工業用水道事業、広島県水道用水供給事業及び広島県流域下水道事業の職員 一三四人
三 (略)		三 (略)	三 (略)

(広島県学校職員定数条例の一部改正)

第二条 広島県学校職員定数条例（平成十二年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後		改 正 前
(定数)		(定数)	

第二条 (略)

一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学
校の職員 五〇七八人

二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十
三年法律第百三十五号)第一条又は第二条
に規定する職員 九四四二人

附 則
この条例は、令和五年四月一日から施行する。

第二条 (略)

一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学
校の職員 五六〇六五人

二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十
三年法律第百三十五号)第一条又は第二条
に規定する職員 九四六七人

(提案理由)

広島県工業用水道事業及び広島県水道用水供給事業の事務を広島県水道広域連合企業團に承継すること並びに児童生徒数の変動等に伴い、職員定数等を変更するため、この条例案を提出する。

県第二十二号議案

広島県手数料条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年二月七日

広島県知事 湯崎英彦

広島県手数料条例等の一部を改正する条例案
広島県手数料条例等の一部を改正する条例案

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

別表(第二条関係)				別表(第二条関係)			
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号。以下この項において「法」という。)	(略)	(略)	(略)	電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号。以下この項において「法」という。)	(略)	(略)	(略)
令第五条の規定による電気工事士免状の書換え		電気工事士免状の書換え手数料	二千七百円	令第五条の規定による電気工事士免状の書換え	電気工事士免状の書換え手数料	二千一百円	二千一百円
第三条	(略)	(略)	(略)	第三条	(略)	(略)	(略)
試験等	(略)	(略)	(略)	試験等	(略)	(略)	(略)
第三条(略)	(略)	(略)	(略)	第三条(略)	(略)	(略)	(略)
試験等	(略)	(略)	(略)	試験等	(略)	(略)	(略)

第二条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改正後				改正前			
(指定試験機関等への納付)				(指定試験機関等への納付)			
第三条	試験等	指定試験機関等	第三条	試験等	指定試験機関等	第三条	試験等
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第十六条第一項の規定による宅地建物取引士資格試験	(略)	(略)	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第十六条第一項の規定による宅地建物取引士資格試験	(略)	(略)	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第十六条第一項の規定による宅地建物取引士資格試験	(略)
調理師法(昭和三十一年法律第百四十七号)第三条の二第二項の規定により厚生労働大臣が指定する試験機関	(略)	(略)	調理師法(昭和三十一年法律第百四十七号)第三条の二第二項の規定により厚生労働大臣が指定する試験機関	(略)	(略)	調理師法(昭和三十一年法律第百四十七号)第三条の二第二項の規定により厚生労働大臣が指定する試験機関	(略)

別表 (第一條関係)		別表 (第一條関係)	
法律名	事務の区分	法律名	事務の区分
建築基準法(昭和二十五年法律第二百二十九号。以下この法において「法」といふ。)と下法(以下この法において「法」といふ。)との間に、この法律(昭和二年法律第三百五十五条)の規定による建築物の高さに係る特例の申請に対する審査(法第五十七条の四第一項の規定による特例の申請に対する審査)の料(調理師試験手数料)六、四〇〇円	(略)	建築基準法(昭和二十五年法律第二百二十九号。以下この法において「法」といふ。)と下法(以下この法において「法」といふ。)との間に、この法律(昭和二年法律第三百五十五条)の規定による建築物の高さに係る特例の申請に対する審査(法第五十七条の四第一項の規定による特例の申請に対する審査)の料(調理師試験手数料)六、一〇〇円	(略)
試験の実施	調理師試験手数料	試験の実施	調理師試験手数料

介護保険法（以下この項において「法」という。）	法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料	一、四〇〇円
（略）	（略）	（略）

介護保険法（以下この項において「法」という。）	法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料	一、八〇〇円
（略）	（略）	（略）

第三条　広島県立総合技術研究所設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう改訂する。

別表（第八条関係）		改 正 後	改 正 前
一 手 数 料	種 別		
二 手 数 料	金 額		

別表（第八条関係）	改 正 後	改 正 前
一 手 数 料	種 別	
二 手 数 料	金 額	

備考（略）	別表（第八条関係）	改 正 後	改 正 前
備考（略）	一 手 数 料	種 別	
備考（略）	二 手 数 料	金 額	
備考（略）	別表（第八条関係）	改 正 後	改 正 前
備考（略）	一 手 数 料	種 別	
備考（略）	二 手 数 料	金 額	

（ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例の一部改正）

第四条　ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例（平成二十六年広島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう改訂する。

に改正する。

改 正 後

改 正 前

別表第一（第五条関係）

種 别	金額
分析機械	一時間につき 一七、五〇〇円
備考 (略)	(略)

別表第二（第五条関係）

種 別	金額
分析機械	一時間につき 一七、四〇〇円
備考 (略)	(略)

（広島県道路占用料徴収条例の一部改正）

第五条 広島県道路占用料徴収条例（昭和二十八年広島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のよう改める。

別表（第二条関係）

共架電線その他上空に設ける線類	その他の柱	柱	第三種電話	柱	第二種電話	柱	第一種電話	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱	占 用 物 件		所 在 地	占 用 料	単 位
											年 き	一 本			
ルに	一トメ	長さ									年 き	一 本	第一級地	占 用 料	
	一七										一	一	第二級地		
											九〇〇	九〇〇	八〇〇	三、九〇〇円	一、三〇〇円
											九〇〇	九〇〇	八〇〇	二、九〇〇円	一、二〇〇円
											七〇〇	七〇〇	七〇〇	一、七〇〇円	一、一〇〇円
											六〇〇	六〇〇	六〇〇	一、六〇〇円	一、一〇〇円
											五二	五二	五二	一、五二〇円	一、一〇〇円
											四三	四三	四三	九四〇	六八〇
											三九	三九	三九	八五〇	六二〇

法三第二項第二条第一款第十号掲るに二げ

外径以上メートル	外径未満のもの	その他のも	広告塔	差出箱及び信書便	郵便差出箱	所	変圧塔その他これに類するもの及	地下に設け	地上に設け	他の線類	地下に設け
一つル年きにトメ長さ	一つル年きにトメ平積用	一つル年きにトメ平積示		年きに一つ	年きに一つ個	一つル年きにトメ平積用	年きに一つ個	年きに一つ個	年きに一つ個	一つ	
一〇〇	七一	三四〇〇	三〇〇、〇〇〇	一、四〇〇	三、四〇〇	一、〇〇〇	一、六〇〇	一〇			
四三	三〇	一、四〇〇	四、八〇〇	六〇〇	一、四〇〇	四三〇	七〇〇	四			
三〇	二一	一、〇〇〇	一、八〇〇	四二〇	一、〇〇〇	三〇〇	四九〇	三			
二六	一八	八五〇	八七〇	三六〇	八五〇	二六〇	四二〇	三			
一一三	一六	七八〇	五九〇	三三〇	七八〇	二三〇	三八〇	二			

掲に号三第項一第条二十三第法 設施助補行運動自		物件											
の検よ置行動る定に五項第二法 対知るに装運自す規号第二条第		外径が一メートル以上未満のもの	外径が一メートル未満のもの										
その他その他ののの	もけに地ののる設下	外径が一メートル以上未満のもの	外径が一メートル未満のもの										
一つル一長年きにトメさ													
三四	一〇	二〇〇	一〇〇	七一〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	七七	二〇〇	一〇〇	一五〇	
一四	四	八六〇	四三〇	三〇〇	一七〇	一三〇	八六					六四	
一〇	三	六一〇	三〇〇	二二〇	一一〇	九一	六一					四五	
九	三	五一〇	二六〇	一八〇	一〇〇	七七	五一					三八	
八	二	四七〇	二三〇	一六〇	九三	七〇	四七					三五	

施設に五項第二三法 設する掲号第一条第十						施設	設施るげ								
その他のもの	地下に設け る通路	上空に設け る通路	下び街地及下 室地				その他のもの	その他のもの			類	状況を交通の する標示柱	道路の構造	線類の導線	
			の以上が も上三 階数	のが も二 階数	のが も一 階数		めるに設 ける	地下に設 ける	上空に設 ける						
一年にフルトメ平積用						項法第三十二条第一 四号に掲げる	一年にフルトメ平積用						年きに一本		
三四〇〇	九、 〇〇〇	一五、 〇〇〇	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	三、 四〇〇	一、 四〇〇	一、 〇〇〇	七〇〇	一、 七〇〇	二、 七〇〇				
四〇〇	一、 五〇〇	二、 四〇〇				一、 四〇〇	一、 四〇〇	四三〇	七一〇	一、 一〇〇					
一〇〇〇	五四〇	九〇〇				一、 〇〇〇	一、 〇〇〇	三〇〇	五一〇	八一〇					
八五〇	二六〇	四三〇				八五〇	八五〇	一六〇	四三〇	六八〇					
七八〇	一八〇	二九〇				七八〇	七八〇	一三〇	三九〇	六二〇					

件る掲号第七令 物げに一条第			施げに六項第二三法 設る掲号第一条第十		
お旗ざ のる設的一しに催他そ縁祭 もけに時、際しのの日礼、	標識	除のるで一(ア)看 くをもあチア板			その他のも しに際し、 一時的に設 けるもの
		も他そのの	のる設的一 もけに時		
日きに一 一つ本	年きに一 一つ本	一つル 方一面表 年きにトメ平積示	一つル 方一面表 月きにトメ平積示	一つル 方一面占 月きにトメ平積用	一つル 方一面占 日きにトメ平積用
三〇〇	二、 七〇〇	三〇〇、 〇〇〇	三、 〇〇〇	三、 〇〇〇	三〇〇
四八	一、 一〇〇	四、 八〇〇	四八〇	四八〇	四八
一八	八一〇	一、 八〇〇	一八〇	一八〇	一八
九	六八〇	八七〇	八七	八七	九
六	六一〇	五九〇	五九	五九	六

掲げる施設 及び同条第六号に 掲げる仮設建築物 及び同条第五号に 掲げる工事用施設	令第七条第四号に 掲げる工事用施設	令第七条第三号に 掲げる施設	令第七条第二号に 掲げる工作物	チア一						幕へ く。を るもあ 設用工 げに四 条第 七令幕	掲号第 四条第 七令幕
				その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの		
一つル 月きに トメ平積	一トメ平積用	一つル 年きにトメ平積用	月きに一 基	一つル 月きにトメ平積の	一つル 月きにトメ平積の	一つル 月きにトメ平積の	一つル 月きにトメ平積の	一つル 月きにトメ平積の	一つル 月きにトメ平積の	月きに一 本	月きに一 本
三四〇	三、 ○○○	Aに○・ ○三一を乗じて得た額	三、 四〇〇	一五、 ○○○	三〇、 ○○○	三、 ○○○	三、 ○○○	三、 ○○○	三、 ○○○	三〇〇	三、 ○○○
一四〇	四八〇		一、 四〇〇	二、 四〇〇	四、 八〇〇				四八〇		四八〇
一〇〇	一八〇		一、 〇〇〇	九〇〇	一、 八〇〇			一八〇		一八	一八〇
八五	八七		八五〇	四三〇	八七〇			八七		九	八七
七八	五九		七八〇	二九〇	五九〇			五九		六	五九

第一七令 号第十条第	場駐動び設る掲号第七令 車車自及施げに十条第	設る掲号第七令 施げに九条第	設る掲号第七令 施げに八条第									
面下の道路に設けたる上又はトンネルの高架の路	のその他のも	建築物	のその他のも	建築物	のその他のも	のる設く。除く。地下のルンネット	のの以上三数	のものが階数	のものが階数	のものが階数	上空に設けるものに設ける	トネルの上又は高架の路面下の地
額じて得た乗じて得た額	Aに○一〇七を乗じて得た額	Aに○〇七を乗じて得た額	Aに○一〇七を乗じて得た額	Aに○一〇七を乗じて得た額	Aに○一〇七を乗じて得た額	Aに○一〇七を乗じて得た額	Aに○一〇七を乗じて得た額	Aに○一〇六を乗じて得た額	Aに○一〇四を乗じて得た額	Aに○一〇七を乗じて得た額	Aに○一〇八を乗じて得た額	Aに○一〇九を乗じて得た額
た乗じて得た額	Aに○一二〇九を乗じて得た額	Aに○〇九を乗じて得た額	Aに○一二〇九を乗じて得た額	Aに○一二〇九を乗じて得た額	Aに○一二〇九を乗じて得た額	Aに○一二〇九を乗じて得た額	Aに○一二〇九を乗じて得た額	Aに○一二〇九を乗じて得た額	Aに○一二〇九を乗じて得た額	Aに○一二〇九を乗じて得た額	Aに○一二〇九を乗じて得た額	Aに○一二〇九を乗じて得た額
た乗じて得た額	Aに○一五〇一を乗じて得た額	Aに○一五〇一を乗じて得た額	Aに○一五〇一を乗じて得た額	Aに○一五〇一を乗じて得た額	Aに○一五〇一を乗じて得た額	Aに○一五〇一を乗じて得た額	Aに○一五〇一を乗じて得た額	Aに○一五〇一五を乗じて得た額	Aに○一五〇一五を乗じて得た額	Aに○一五〇一七を乗じて得た額	Aに○一五〇一七を乗じて得た額	Aに○一五〇一七を乗じて得た額
た乗じて得た額	Aに○一四〇四を乗じて得た額	Aに○一四〇四を乗じて得た額	Aに○一四〇四を乗じて得た額	Aに○一四〇四を乗じて得た額	Aに○一四〇四を乗じて得た額	Aに○一四〇四を乗じて得た額	Aに○一四〇四を乗じて得た額	Aに○一九〇一九を乗じて得た額	Aに○一九〇一九を乗じて得た額	Aに○一四〇一四を乗じて得た額	Aに○一四〇一四を乗じて得た額	Aに○一四〇一四を乗じて得た額
た乗じて得た額	Aに○二二〇五を乗じて得た額	Aに○一五〇一五を乗じて得た額	Aに○二二〇五を乗じて得た額	Aに○二二〇五を乗じて得た額	Aに○二二〇五を乗じて得た額	Aに○二二〇五を乗じて得た額	Aに○二二〇五を乗じて得た額	Aに○一〇二二〇五を乗じて得た額	Aに○一〇二二〇五を乗じて得た額	Aに○一七〇一七を乗じて得た額	Aに○一七〇一七を乗じて得た額	Aに○一七〇一七を乗じて得た額

（広島県広島ヘリポート条例の一部改正）

第六条 広島県広島ヘリポート条例（平成二十三年広島県条例第二一十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

別表第一（第二十一条関係）				改 正 後
備考	種別	単位	金額	
(略)	格納庫	一平方メートル一月	三四二円	につき
	用地			
別表第一（第二十一条関係）				改 正 前
備考	種別	単位	金額	
(略)	格納庫	一平方メートル一月	三〇〇円	につき
	用地			

(広島県港湾施設管理条例の一部改正)

第七条 広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう改定する。

改正後
改正前

別表第二（第五条關係）

別表第二（第五条関係）

港湾施設整備環境(略)	港湾施設の種類(略)	港湾施設の種別(略)	単位(略)	金額(略)	摘要(略)
緑地(略)	(略)	(略)	一台一回につき	六〇円	(略)
駐車料(略)	(略)	(略)	午前九時から午後五時まで	(略)	(略)
自動車(略)	(略)	(略)	午前九時から午後五時まで	(略)	(略)

(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第八条 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

備考	改 正 後			改 正 前		
	別表(第二条関係)			別表(第二条関係)		
	種 别	金 额		種 別	金 额	
一 一 二 (略)			一 一 二 (略)			
十 三 新 生 兒 介 補 料			十 三 新 生 兒 介 補 料			
十四 一 十 (略)			十四 一 十 (略)			
備 考 (略)			備 考 (略)			

地方港湾 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(広島県警察関係手数料条例の一部改正)
第九条 広島県警察関係手数料条例(平成十二年広島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改 正 後

改 正 前

別表 (第二条関係)		別表 (第二条関係)	
法律名	事務の区分	法律名	事務の区分
(略)	(略)	(略)	(略)
道路交 通法(法第五十一条の十三 以下この項第一号ロの規 定による駐車監視員 資格者の認定の申請 に対する審査)とい う。	(略)	道路交 通法(法第五十一条の十三 以下この項第一号ロの規 定による駐車監視員 資格者の認定の申請 に対する審査)とい う。	(略)
法第七十五条の十二 第一項の規定による 特定自動運行計画の 変更の許可の申請に に対する審査)(略)	特定自動運行 計画の変更許 可申請手数料	法第七十五条の十六 第一項の規定による 特定自動運行計画の 変更の許可の申請に に対する審査)(略)	特定自動運行 計画の変更許 可申請手数料
七八、五〇〇円	七九、一〇〇円		

附 则

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 令和五年三月三十一日
- 二 第七条の規定 令和五年七月一日

(経過措置)

2 前項本文に規定する日前に第三条の規定による改正前の広島県立総合技術研究所設置及び管理条例第七条の規定による許可を受けている者又は同条例第四条第一項のセンターニーに試験、検査、分析等の依頼をしている者に係る手数料については、なお従前の例による。

3 第五条の規定による改正後の広島県道路占用料徴収条例第二条の規定により算定した一年当たりの占用料の額（以下「改正占用料額」という。）が、第五条の規定による改正前の広島県道路占用料徴収条例第二条の規定により算定した一年当たりの占用料の額（以下「改正前占用料額」という。）の一・二倍を超える場合の一年当たりの占用料の額は、改正後の広島県道路占用料徴収条例第二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額が、改正占用料額を超える場合は、当該改正占用料額を占用料の額とする。
一 令和五年度 改正前占用料額に一・二を乗じて得た額
二 令和六年度以降 一・二を令和五年度から当該年度までの年度の数だけ乗じて得た額
数に改正前占用料額を乗じて得た額

(提案理由)

調理師試験手数料の改正など必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第一一二二号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年二月七日

廣島県知事 湯崎英彦

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
の一部を改正する条例案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例 の一部を改正する条例

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十
四号）の一部を改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

第二条	(略)	改正後	第二条	(略)	改正前
第三条	事務	市町	第三条	事務	市町
五 (建築基準法関係) (略)	事務	市町	五 (建築基準法関係) (略)	事務	市町
(1) (略) 法第五十二条第六項第三号 第十項、第十一項及び第十四項、 法第五十三条第四項、法第 五项及び第六項第三号、法第 五十三条の二第一項第三号及 び第四号、法第五十五条第二 項、第三項及び第四項各号、 法第五十六条の二第一項ただ し書、法第五十七条第一項、 法第五十七条の二第三項、法 第五十七条の三第一項、法第 五十七条の四第一項ただ し書、法第五十九条第一項第 二号及び第四項、法第五十九 条の二第一項並びに政令第百 三十一条の二第二項及び第三 項の規定による建築物の面積 並びに政令第百二十一条の二	市町	市町(消防本部及 び消防署を置く市 町(広島市を除く。 に限る。)	(1) (5) (略) 市町(消防本部及 び消防署を置く市 町に限る。)	市町(消防本部及 び消防署を置く市 町に限る。)	市町(消防本部及 び消防署を置く市 町に限る。)
(略)	市町	市町	(9) (1) (8) (略) 法第五十二条第十項、第十 一項及び第十四項、法第五十 三条第四項、第五項及び第六 項第三号、法第五十三条の二 第一項第三号及び第四号、法 第五十五条第二項及び第三項 各号、法第五十六条の二第一 項ただし書、法第五十七条第 一項、法第五十七条の二第三 項、法第五十七条の三第二項、 法第五十七条の四第一項ただ し書、法第五十九条第一項第 二号及び第四項、法第五十九 条の二第一項並びに政令第百 三十一条の二第二項及び第三 項の規定による建築物の面積 並びに政令第百二十一条の二	市町	市町
(略)	市町	市町			

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のよう~~に改正する~~に改正する。

<p>十六の二 宅地造成等規制法の一 部を改正する法律（令和四年法 律第五十五号。以下この号にお いて「法」という。）附則第二 条の規定によりなお従前の例に よることとされる次に掲げる事務</p> <p>(7) 旧法第十三条第一項の規定 による工事完了の検査</p> <p>(8) 旧法第十三条第二項の規定 による検査済証の交付</p> <p>(9) 付</p>	<p>十六の二 宅地造成等規制法の一 部を改正する法律（令和四年法 律第五十五号。以下この号にお いて「法」という。）附則第二 条の規定によりなお従前の例に よることとされる次に掲げる事務</p> <p>(1) 法による改正前の宅地造成 等規制法（昭和三十六年法律 第九十一号。以下この号に おいて「旧法」という。）第 八条第一項本文の規定による 宅地造成に関する工事の許可 （2）旧法第八条第三項（旧法第 十二条第三項において準用す る場合を含む。）の規定によ る条件の設定</p> <p>(3) 旧法第十一条（旧法第十二 条第三項において準用する場 合を含む。）の規定による 許可又は不許可の通知</p> <p>(4) 旧法第十一条（旧法第十二 条第三項において準用する場 合を含む。）の規定による 宅地造成に関する工事の協議</p> <p>(5) 旧法第十二条第一項の規定 による宅地造成に関する工事 の計画の変更の許可</p> <p>(6) 旧法第十二条第二項の規定 による軽微な変更の届出の受 付</p>	<p>市町</p> <p>事務</p> <p>市町</p> <p>事務</p>
	<p>(略)</p> <p>(7) 法第八条第三項（法第十二 条第三項において準用する場 合を含む。）の規定による条 件の設定</p> <p>(8) 法第十条第二項（法第十二 条第三項において準用する場 合を含む。）の規定による許 可の通知</p> <p>(9) 法第十一条（法第十二条第 三項において準用する場合を 含む。）の規定による宅地造 成に関する工事の協議</p> <p>(10) 法第十二条第一項の規定に よる宅地造成に関する工事の 計画の変更の許可</p> <p>(11) 法第十二条第二項の規定に よる軽微な変更の届出の受付</p> <p>(12) 法第十三条第一項の規定に よる工事完了の検査</p> <p>(13) 法第十三条第二項の規定に よる検査済証の交付</p> <p>(14) 法第十四条第一項の規定に</p>	

<p>三十五 第一号(9)、(10)、(11)、 第三号(11)、(18)、(19)、 (22)及び(25)</p>	<p>(略) による許可の取消し による工事の施行停止その他の 措置の命令 回法第十四条第三項の規定 による宅地の使用の禁止その他 他の措置の命令 回法第十四条第四項の規定 による工事の施行又は作業の 停止の命令 回法第十四条第五項（旧法 第十七条第三項において準用 する場合を含む。）の規定に による代執行及び公告 回法第十五条第一項の規定 による工事の届出の受付 回法第十五条第二項の規定 による工事着手の届出の受付 回法第十五条第三項の規定 による宅地転用の届出の受付 回法第十六条第二項の規定 による災害防止のための措置 の勧告 回法第十七条第一項及び第 二項の規定による改善命令 回法第十八条第一項の規定 による立入検査 回法第十九条の規定による 報告の徵取 宅地造成等規制法の一一部を 改正する法律の施行に伴う関 係政令の整備に関する政令（ 令和四年政令第三百九十三号 ）による改正前の宅地造成等 規制法施行令（昭和三十七年 政令第十六号。以下この号に おいて「旧政令」という。） 第十五条第一項の規定による 他の措置をとることの設定 定による技術的基準の強化又 は必要な技術的基準の付加 旧政令第二十四条により委 任された国土交通省令の規定 による旧法第八条第一項又は 回法第十二条第一項の規定に 適合していることを証する書 面の交付 (1)から(25)までに掲げるもの のほか、別に規則で定めるも の</p>	<p>による許可の取消し による工事の施行停止その他の 措置の命令 回法第十四条第三項の規定 による宅地の使用の禁止その他 他の措置の命令 回法第十四条第四項の規定 による工事の施行又は作業の 停止の命令 回法第十四条第五項（旧法 第十七条第三項において準用 する場合を含む。）の規定に による代執行及び公告 回法第十五条第一項の規定に による工事の届出の受付 回法第十五条第二項の規定に による工事着手の届出の受付 回法第十五条第三項の規定に による宅地転用の届出の受付 回法第十六条第二項の規定に による災害防止のための措置 の勧告 回法第十七条第一項及び第 二項の規定による改善命令 回法第十八条第一項の規定に による立入検査 回法第十九条の規定による報 告の徵取 宅地造成等規制法の一一部を 改正する法律の施行に伴う関 係政令の整備に関する政令（ 令和四年政令第三百九十三号 ）による改正前の宅地造成等 規制法施行令（昭和三十七年 政令第十六号。以下この号に おいて「旧政令」という。） 第十五条第一項の規定による 他の措置をとることの設定 定による技術的基準の強化又 は必要な技術的基準の付加 旧政令第二十四条により委 任された国土交通省令の規定 による旧法第八条第一項又は 回法第十二条第一項の規定に 適合していることを証する書 面の交付 (1)から(25)までに掲げるもの のほか、別に規則で定めるも の</p>
<p>三十五 第二号(9)、 第三号(11)、 (18)、(19)、 (22)及び (25)</p>	<p>(略) による許可の取消し による工事の施行停止その他の 措置の命令 法第十四条第二項の規定に による工事の施行停止その他の 措置の命令 法第十四条第三項の規定に による宅地の使用の禁止その他 他の措置の命令 法第十四条第四項の規定に による工事の施行又は作業の 停止の命令 法第十四条第五項（法第十 七条第三項において準用する 場合を含む。）の規定による 代執行及び公告 法第十五条第一項の規定に による工事の届出の受付 法第十五条第二項の規定に による工事着手の届出の受付 法第十五条第三項の規定に による宅地転用の届出の受付 法第十六条第二項の規定に による災害防止のための措置 の勧告 法第十七条第一項及び第 二項の規定による改善命令 法第十八条第一項の規定に による立入検査 法第十九条の規定による報 告の徵取 政令第十五条第二項の規定 による技術的基準の強化又は 必要な技術的基準の付加 政令第十五条第一項の規定に による他の措置をとることの 設定 省令第三十条の規定による 法第八条第一項又は法第十二 条第一項の規定に適合してい ることを証する書面の交付 (1)から(25)までに掲げるもの のほか、法の施行に係る事務 のうち、規則に基づく事務で あつて別に規則で定めるもの</p>	<p>による許可の取消し による工事の施行停止その他の 措置の命令 法第十四条第二項の規定に による工事の施行停止その他の 措置の命令 法第十四条第三項の規定に による宅地の使用の禁止その他 他の措置の命令 法第十四条第四項の規定に による工事の施行又は作業の 停止の命令 法第十四条第五項（法第十 七条第三項において準用する 場合を含む。）の規定による 代執行及び公告 法第十五条第一項の規定に による工事の届出の受付 法第十五条第二項の規定に による工事着手の届出の受付 法第十五条第三項の規定に による宅地転用の届出の受付 法第十六条第二項の規定に による災害防止のための措置 の勧告 法第十七条第一項及び第 二項の規定による改善命令 法第十八条第一項の規定に による立入検査 法第十九条の規定による報 告の徵取 政令第十五条第二項の規定 による技術的基準の強化又は 必要な技術的基準の付加 政令第十五条第一項の規定に による他の措置をとることの 設定 省令第三十条の規定による 法第八条第一項又は法第十二 条第一項の規定に適合してい ることを証する書面の交付 (1)から(25)までに掲げるもの のほか、法の施行に係る事務 のうち、規則に基づく事務で あつて別に規則で定めるもの</p>

第三号の二(1)及び7)、第三号の三(4)、第四号の二(1)及び7)、第三号の四(4)、第四号の二(5)及び6)、第四号の三(5)から7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から13)まで、8)、9)、12)及び13)、第九号の二(2)、3)、8)、15)、23)、26)、29)、八号の三(8)、第八号の五(4)及び8)、九号の三(2)、第九号の四(6)、8)及び9)、第八号の六(9)、第八号の七(16)、9)、52)、54)、55)及び60)、第八号の三(8)、第八号の五(2)、14)、50)、59)、63)及び70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、8)及び9)、第九号の五(7)、9)、11)、13)及び14)、第九号の五(2)、18)及び19)、第九号の六(13)から16)まで、第九号の六(2)、22)及び24)、26)及び28)から38)まで、第十号(3)、6)、7)、11)、15)、26)、32)、34)、38)、39)、勧告を除く。)、二号の二(38)、39)、45)、46)、50)、51)、54)、57)及び58)、第十四号(6)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、第十六号(2)、3)、49)、50)、53)、56)、57)、58)、第十七号の三(4)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、3)、49)、7)及び9)、第十六号(10)から16)までで、第十六号の二(9)から12)まで及び18)、第十六号の三(9)、二号の二(1)、12)、20)、23)、31)、32)、33)、37)及び39)、第十九号の四(1)、第二十号(5)及び7)、第二十号の三(8)から10)まで、14)から17)まで及び23)から26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二(1)及び2)、第二十一号の四(7)、13)及び16)、第二十二号の四(2)、26)、40)、43)及び47)、第二千号(1)、12)、20)、23)、31)、32)、33)、37)及び39)、第二十四号(6)及び7)、第二十四号の二(10)、13)、23)、26)及び36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三(2)

略

略

<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p> <p>(宅地造成等規制法関係)</p> <p>十六 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(以下この号において「法」という。)附則第二条の規定により、なお従前の例によることとされる次に掲げる事務</p> <p>(1) 法による改正前の宅地造成等規制法(以下この号において「旧法」という。)第八条第一項本文の規定による宅地造成に関する工事の許可</p> <p>(2) 旧法第十一條(旧法第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による宅地造成に関する工事の協議</p> <p>(3) 旧法第十二條第一項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可</p> <p>(4) 旧法第十二条第二項の規定による軽微な変更の届出の受付</p> <p>(5) 旧法第十三条第一項の規定による工事完了の検査</p> <p>(6) 旧法第十五条第一項、第二項及び第三項の規定による工事等の届出の受付</p> <p>(7) (1)から(6)までに掲げるものほか、別に規則で定めるもの</p>	<p>市町</p> <p>(略)</p>	<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p> <p>(宅地造成等規制法関係)</p> <p>十六 宅地造成等規制法(以下の号において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第八条第一項本文の規定による宅地造成に関する工事の許可</p> <p>(2) 法第十二条第一項(法第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による宅地造成に関する工事の協議</p> <p>(3) 法第十二条第一項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可</p> <p>(4) 法第十二条第二項の規定による軽微な変更の届出の受付</p> <p>(5) 法第十三条第一項の規定による工事完了の検査</p> <p>(6) 法第十五条第一項、第二項及び第三項の規定による工事等の届出の受付</p> <p>(7) (1)から(6)までに掲げるものほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>市町</p> <p>(略)</p>
--	----------------------	--	----------------------

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 令和五年四月一日
- 二 第二条の規定 令和五年五月二十六日

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、この条例案を提出する。

県第一十四号議案

広島県子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年二月七日

広島県知事 湯崎英彦

広島県子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例案

広島県子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例案

広島県子ども・子育て審議会条例（平成二十五年広島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十一条第四項、児童福祉法（昭和二十一年法律第六十四号）第八条第一項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき、広島県子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置き、審議会の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十一条第四項、児童福祉法（昭和二十一年法律第六十四号）第八条第一項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき、広島県子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置き、審議会の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。</p>

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行うため、この条例案を提出する。

県第二十五号議案

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年二月七日

広島県知事 湯崎英彦

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(児童福祉施設と非常災害)</p> <p>第七条 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター)(次条、第十三条の三及び第十四条第二項において「障害児入所施設等」という。)を除く。第十三条の二及び第</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第十三条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に關しその児童の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与える人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

第二条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(児童福祉施設と非常災害)</p> <p>第七条 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター)(次条、第十三条の二及び第十四条第二項において「障害児入所施設等」という。)を除く。第十三条の二及び第</p>	<p>(児童福祉施設と非常災害)</p> <p>第七条 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター)(次条、第十三条の二及び第十四条第二項において「障害児入所施設等」という。)を除く。第十四条第一項にお</p>

十四条第二項において同じ。)の設置者は、
消火器具(消防法施行令(昭和三十六年政令
第三十七号))第十条第一項に規定する消火器
具をいう。)、非常口その他非常災害に必要
な設備を設けるとともに、非常災害に対する
具体的計画を立て、これに対する不斷の注意
と訓練をするよう努めなければならない。

第七条の一

七条の二 児童福利

2 いて同じ。)の設置者は、消防器具(消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第十一条第一項に規定する消火器具をいう。)、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不斷の注意と訓練をするよう努めなければならない。
(略)

第七条の二

第七条の三 児童福祉施設（助産施設、児童遊

の条において同じ。)の設置者は、児童の安全の確保を図るために、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、これに従い必要な措置を講じなければならない。

2児童福祉施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3保育所及び児童発達支援センターの設置者は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4児童福祉施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第七条の四 児童福祉施設の設置者は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターの設置者は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、児童の降車の際にこれを用いて前項に規

定する所在の確認を行わなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの

設備及び職員の基準)

第十一条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2) 前項の規定は、利用者等の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の援助に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第十三条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第十三条の二 児童福祉施設の設置者は、感染症や非常災害の発生時ににおいて、継続的に利用者等に対する援助を提供し、非常時の体制で早期の業務再開を図るために、(以下二の条において「業務継続計画」という。)を策定し、これに従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2) 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3) 児童福祉施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十三条の二 障害児入所施設等の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために、(以下二の条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2) (略)

3) (略)

(衛生管理等)

第十四条 (略)

2) 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のた

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十一条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、利用者等の居室及びそれぞれの施設に特有の設備並びに利用者等の援助に直接従事する職員については、この限りでない。

第十三条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第十三条の二 障害児入所施設等の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために、(以下二の条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2) (略)

3) (略)

(衛生管理等)

第十四条 (略)

2) 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じなければならない。

めの訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 (略)

第八十一条 (略)

2-9 (略)

3 (略)

第八十一条 (略)

2-9 (略)

10 第十条第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。第八十七条第二項において同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるとときは、障害児の支援に文障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(職員)

第八十七条 (略)

2 第十条第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に文障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(職員)

第八十七条 (略)

第八十七条 (略)
(経過措置)
第二条 第四十七条第一項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この条において「看護師等」という。)を、一人に限つて、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たつて当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

第八十七条 (略)
(経過措置)
第一条 乳児四人以上を入所させる保育所に係る第四十七条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限つて、保育士とみなすことができる。

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
第四十三条 削除		(懲戒に係る権限の濫用禁止) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関するその障害児の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与える、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(準用)
第五十一条 第五条、第八条及び第四節(第十
二条、第二十三条第一項及び第四項、第二十
四条、第二十五条第一項、第三十条並びに第
三十一条を除く。)の規定は、基準該当児童
発達支援の事業について準用する。

第四条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
(従業者の員数)		
第六条 (略) 2—8 (略)	第六条 (従業者の員数) 2—8 (略)	第六条 (従業者の員数) 2—8 (略)

9 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させることは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができることとする。

第七条 (略)
2—8 (略)

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは

家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第三十八条（略）

第三十八条（略）

（安全計画の策定等）

- 第三十八条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、これに従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

- 第三十八条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確實に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。
- 1 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、障害児の降車の際にこれを用いて前項に規定する所在の確認を行わなければならない。

(従業者の員数)

第四十八条 (略)

3

2

1

第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している障害児を交流させるとときは、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(従業者の員数)

第五十五条 (略)

4

2

1

前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるとときは、障害児の支援に直接従事がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(準用)

第七十三条の八 第十三条から第二十二条まで、

第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条、第三十六条の二、第三十八

条の一、第三十八条の三第一項、第二十九条から第四十二条まで及び第四十四条から第四十七条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは、「第七十三条の七」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは、「いう。」と、第二十二条第一項中「次条」とあるのは、「第七十三条の六」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは、「第七十三条の六第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは、「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十条 第十三条から第二十二条まで、第二

十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条、第三十六条の二、第三十八条の二、第三十八条の三第一項、第二十九条、第四十一条、第四十二条、第四十四条から第四十七条まで、第七十三条の六及び第七十三条の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第

(従業者の員数)

第四十八条 (略)

3

2

1

(従業者の員数)

第五十五条 (略)

4

2

1

前項の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは、「第七十三条の七」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは、「いう。」と、第二十二条第一項中「次条」とあるのは、「第七十三条の六」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは、「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十条 第十三条から第二十二条まで、第二

十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条、第三十六条の二、第三十八条の二、第三十八条の三第一項、第二十九条、第四十一条、第四十二条、第四十四条から第四十七条まで、第七十三条の六及び第七十三条の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第

について準用する。この場合において、第三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第八十条において準用する第七十三条の七」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第十一条において準用する第七十三条の六」と、第二十五条第二項中「第二十二条第一項」とあるのは「八十条において準用する第七十七条の六」と、第三条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第八十条において準用する第七十三条の六」と、第二十五条第二項中「第二十二条第一項」とあるのは「八十条において準用する第七十七条の六」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

十三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第八十条において準用する第七十三条の七」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第八十条において準用する第七十七条の六」と、第二十五条第二項中「第二十二条第一項」とあるのは「八十条において準用する第七十七条の六」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
第五条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十二号）の一部を次のよう改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

第四十条 削除	第四十条 (懲戒に係る権限の濫用禁止)
改正後	改正前
	<p>第四十条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与える人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

第六条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

第三十五条 (略)	第三十五条 (略)
(安全計画の策定等)	改 正 後
<p>第三十五条の二 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の安全の確保を図るために、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検 従業者 障害児等に対する施設外での</p>	

活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、これに従い必要な措置を講じなければならない。
指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
3| 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第三十五条の三 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教

育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部改正）

第七条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教

育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例（平成十八年広島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後		改 正 前
第十一條 (管理運営等) 一一八 (略)	第十一條 (管理運営等) 一一八 (略)		
九 子どもの通園、園外における学習のため の移動その他の子どもの移動のために自動 車を運行するときは、子どもの乗車及び降 車の際に、点呼その他の子どもの所在を確 実に把握することができる方法により、子 どもの所在を確認すること。			
十 通園を目的とした自動車（運転者席及び これと並列の座席並びにこれらより一つ後 方に備えられた前向きの座席以外の座席を 有しないもののその他利用の態様を勘案して これと同程度に子どもの見落としのおそれ が少ないと認められるものを除く。）を運 行するときは、当該自動車にブザーその他 の車内の子どもの見落としを防止する装置			

を備え、子どもの降車の際にこれを用いて前号に規定する所在の確認を行うこと。

十一十四 (略)

九二一 (略)

附 則

1—6 (略)

第三条第二項の規定により置かなければならぬ保育士登録を受けた者については、当分の間、一人に限つて、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもつて代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たつて当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができない体制を確保しなければならない。

8|

(略)

(略)

(略)

七項 附則第 六項 第三条第二項 の規定により 置かなければ ならない保育 士登録を受け た者	附則第 六項 看護師等

7| (略)

(略)

(略)

(略)

六項 附則第 六項	(略)

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

第九条 削除	改 正 後	改 正 前
	(懲戒に係る権限の濫用禁止)	第九条 幼保連携型認定こども園の園長は、児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関し園児の福祉のため必要な措置をとるとときは、身体的苦痛を与える人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第九条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように

に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改 正 後	改 正 前
(設備及び職員の基準の特例)	(設備及び職員の基準の特例)
第二十条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。	第二十条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。 ただし、保育室等については、この限りでない。
2 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。	2 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。
3 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。	3 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。
4 前項の規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。	4 前項の規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。
第八条 (略)	第八条 (略)
第九条 第十九条第三項本文に規定する職員については、当分の間、一人に限つて、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもつて代えることができる。この場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。	第九条 第十九条第三項本文に規定する職員については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ当該看護師等が保育を行うに当たつて第十九条第三項本文に規定する職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
第十一条 前三条の規定により第十九条第三項本文に規定する職員を小学校教諭等免許状所持	第九条 前二条の規定により第十九条第二項本文に規定する職員を小学校教諭等免許状所持

者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもつて代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもつて代える場合には、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和三年広島県条例第十号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

附 則	改 正 後	改 正 前
1・2 (略) 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十日までの間、第一条の規定による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第十三条の三、新指定通所支援基準条例第三十六条の二（新指定通所支援基準条例第四十七条の五、第五十一条、第六十三条、第七十条、第七十一条の二、第七十三条、第七十三条の八及び第八十条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第三十三条の二（新指定入所施設基準条例第五十条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第七条の三、新福祉ホーム基準条例第七条の三、新指定障害福祉サービス基準条例第三十三条の二（新指定障害福祉サービス基準条例第三十九条第一項及び第二項、第三十九条の四、第四十四条第一項及び第二項、第六十八条、第八十四条、第八十四条の五、第九十八条、第九十八条の四、第一百十一条、第一百三十六条、第一百三十六条の四、第一百四十四条、第一百四十四条の四、第一百五十七条、第一百七十五条、第一百七十九条、第一百七十九条の十一、第一百七十九条の十九、第一百八十六条、第一百八十六条の十、第一百八十六条の二十一並びに第一百九十五条第一項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第四十四条の二（新障害福祉サービス基準条例第二十三条の二（新障害福祉サービス基準条例第四十七条、第五十二条、第五十七条、第六十六条、第八十一条及び第八十四条において準用する場合を含む。）並びに	1・2 (略) 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十日までの間、第一条の規定による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第十三条の二、新指定通所支援基準条例第三十六条の二（新指定通所支援基準条例第四十七条の五、第五十一条、第六十三条、第七十条、第七十一条の二、第七十三条、第七十三条の八及び第八十条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第三十三条の二（新指定入所施設基準条例第五十条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第七条の三、新福祉ホーム基準条例第七条の三、新指定障害福祉サービス基準条例第三十三条の二（新指定障害福祉サービス基準条例第三十九条第一項及び第二項、第三十九条の四、第四十四条第一項及び第二項、第六十八条、第八十四条、第八十四条の五、第九十八条、第九十八条の四、第一百十一条、第一百三十六条、第一百三十六条の四、第一百四十四条、第一百四十四条の四、第一百五十七条、第一百七十五条、第一百七十九条、第一百七十九条の十一、第一百七十九条の十九、第一百八十六条、第一百八十六条の十、第一百八十六条の二十一並びに第一百九十五条第一項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第四十四条の二（新障害福祉サービス基準条例第二十三条の二（新障害福祉サービス基準条例第四十七条、第五十二条、第五十七条、第六十六条、第八十一条及び第八十四条において準用する場合を含む。）並びに	1・2 (略) 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十日までの間、第一条の規定による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第十三条の二、新指定通所支援基準条例第三十六条の二（新指定通所支援基準条例第四十七条の五、第五十一条、第六十三条、第七十条、第七十一条の二、第七十三条、第七十三条の八及び第八十条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第三十三条の二（新指定入所施設基準条例第五十条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第七条の三、新福祉ホーム基準条例第七条の三、新指定障害福祉サービス基準条例第三十三条の二（新指定障害福祉サービス基準条例第三十九条第一項及び第二項、第三十九条の四、第四十四条第一項及び第二項、第六十八条、第八十四条、第八十四条の五、第九十八条、第九十八条の四、第一百十一条、第一百三十六条、第一百三十六条の四、第一百四十四条、第一百四十四条の四、第一百五十七条、第一百七十五条、第一百七十九条、第一百七十九条の十一、第一百七十九条の十九、第一百八十六条、第一百八十六条の十、第一百八十六条の二十一並びに第一百九十五条第一項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第四十四条の二（新障害福祉サービス基準条例第二十三条の二（新障害福祉サービス基準条例第四十七条、第五十二条、第五十七条、第六十六条、第八十一条及び第八十四条において準用する場合を含む。）並びに

新障害者支援施設基準条例第三十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

新障害者支援施設基準条例第三十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4—20 (略)

新障害者支援施設基準条例第三十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4—20 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第五条及び第八条の規定 公布の日

二 第二条、第四条、第六条、第七条、第九条及び第十条並びに附則第二項から第五項までの規定 令和五年四月一日

(安全計画の策定等による経過措置)

2 第二条の規定による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第七条の三（保育所に係るもの）を除く。）、第四条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第三十八条の二及び第六条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第三十五条の二の規定の適用については、令和六年三月三十一日までの間、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければならない」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

3 新設備運営基準条例第七条の四第二項の規定にかかわらず、保育所及び児童発達支援センターの設置者が日常的に運行する児童の送迎を目的とした自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることに特に困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

4 新指定通所支援基準条例第三十八条の三第二項の規定にかかわらず、指定児童発達支援事業者が日常的に運行する障害児の送迎を目的とした自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」と

いう。）を備えること及びこれを用いることに特に困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

5 第七条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例第十五条第十号の規定にかかるが、認定のため園が日常的に運行する子どもの送迎を目的とした自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることに特に困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、子どもの送迎を目的とした自動車を日常的に運行する認定のため園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、安全計画の策定を義務付けることなど、関係条例の規定を整備するため、この条例案を提出する。

県第二十六号議案

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出す
る。

令和五年一月七日

廣島縣知事 湯 嶠 英 薩

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部
を改正する条例案

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部
を改正する条例

修学資金等の返還債務の免除に関する条例（昭和四十年広島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

改正する。

第一 条	次 の 上 欄 に 掲 げ る 修 学 資 金 等 の 貸 付 け を 受 け た 者 が、 当 該 中 欄 に 定 め る 条 件 に 適 合 し た 場 合 は、 知 事 は、 当 該 下 欄 に 定 め る 範 囲 内 に お い て そ の 返 還 の 債 務 を 免 除 す る こ と が 可 能 。
第二 条	次 の 上 欄 に 掲 げ る 修 学 資 金 等 の 貸 付 け を 受け た 者 が、 当 該 中 欄 に 定 め る 条 件 に 適 合 し た 場 合 は、 知 事 は、 当 該 下 欄 に 定 め る 範 囲 内 に お い て そ の 返 還 の 債 務 を 免 除 す る こ と が 可 能 。
修学資金等の種類	免除の条件
(略)	(略)
看護職員 修学資金	保健師助産師看護師 法(昭和二十三年法律 第百三号。以下この 項において「法」とい う。)第十九条第一号、法 第二十条第一号、法 第二十一条第一号若し くは第二号若しくは法 第二十二条第一号の規 定に基づき文部科学省 令・厚生労働省令で定 める基準に適合するも のとして、文部科学大 臣が指定した学校若し くは学校教育法(昭和 二十一年法律第十六 号)による大学(短期 大学を除く。)又は法 第十九条第二号、法第 二十一条第一号若しくは 法第二十二条第三号の 規定に基づき文部科学 省令・厚生労働省令で 定める基準に適合する ものとして、都道府県 知事が指定した保健師 養成所、助産師養成所
修学資金等の種類	免除の条件
(略)	(略)
看護職員 修学資金	保健師助産師看護師 法(昭和二十三年法律 第百三号。以下この 項において「法」とい う。)第十九条第一号、法 第二十条第一号、法 第二十一一条第一号若し くは第二号若しくは法 第二十二条第一号の規 定に基づき文部科学省 令・厚生労働省令で定 める基準に適合するも のとして、文部科学大 臣が指定した学校若し くは学校教育法(昭和 二十一年法律第十六 号)による大学(短期 大学を除く。)又は法 第十九条第二号、法第 二十一条第三号若しくは 法第二十二条第三号の 規定に基づき文部科学 省令・厚生労働省令で 定める基準に適合する ものとして、都道府県 知事が指定した保健師 養成所、助産師養成所

若しくは看護師養成所
第二号の規定に基づき
知事が指定した准看護
師養成所（以下この項
において「看護職員養
成施設」と総称する。
）に在学する者で、將
來県内に所在する医療
法（昭和二十三年法律
第二百五号）第七条の
規定により許可を受け
た病院、同法第一条の
五に規定する診療所
（以下この項において
「看護職員養成施設」と
総称する。）に在学する者で、將
來県内に所在する医療
法（昭和二十三年法律
第二百五号）第七条の
規定により許可を受け
た病院、同法第六条
の二の第三項の規定
により指定された独立
行政法人国立病院機構
の設置する医療機関、
児童福祉法（昭和二十
二年法律第二百六十四号
）第四十一条第二号に
規定する医療機関、
入所施設、同法第六条
の二の第三項の規定
により指定された独立
行政法人国立病院機構
の設置する医療機関、
母子保健法（昭和四十
一年法律第二百四十一号
）第二十二条に規定する
母子健康包括支援セン
ター（助産師として業
務に従事する場合に限
る。）、地域保健法（
昭和二十二年法律第二
一号）第二十四条第二
項第一号に規定する特
定町村（保健師として
業務に従事する場合に
限る。）、介護保険法
(平成九年法律第二百一
十三号)第八条第二十
八項に規定する介護老
人保健施設若しくは同
法第四十一条第一項本
文の指定に係る同法第
八条第一項に規定する
居宅サービス事業（同
条第四項に規定する訪
問看護に限る。）を行
う事業所（以下この項
において「訪問看護事
業所」という。）又は
独立行政法人国立重度
知的障害者総合施設の
ぞみの園法（平成十四
年法律第二百六十七号）
第十一條第一号に規定
する福祉施設（以下こ
の項において「医療機
関等」と総称する。）
において法第二条
第三条、法第五条又は
法第六条に規定する保
健師、助産師、看護師
又は准看護師（以下こ
の項において「看護職
員」と総称する。）と
して、その業務に従事
しようとするもの及び
学校教育法による大学

略

略

若しくは看護師養成所
第一号の規定に基づき
知事が指定した准看護
師養成所（以下この項
において「看護職員養
成施設」と総称する。
）に在学する者で、將
來県内に所在する医療
法（昭和二十三年法律
第二百五号）第七条の
規定により許可を受け
た病院、同法第一条の
五に規定する診療所
（以下この項において
「看護職員養成施設」と
総称する。）に在学する者で、將
來県内に所在する医療
法（昭和二十三年法律
第二百五号）第七条の
規定により許可を受け
た病院、同法第六条
の二の二第三項の規定
により指定された独立
行政法人国立病院機構
の設置する医療機関、
児童福祉法（昭和四十
一年法律第二百四十一号
）第二十二条に規定する
母子健康包括支援セン
ター（助産師として業
務に従事する場合に限
る。）、地域保健法（
昭和二十二年法律第二
一号）第二十四条第二
項第一号に規定する特
定町村（保健師として
業務に従事する場合に
限る。）、介護保険法
(平成九年法律第二百一
十三号)第八条第二十
八項に規定する介護老
人保健施設若しくは同
法第四十一条第一項本
文の指定に係る同法第
八条第一項に規定する
居宅サービス事業（同
条第四項に規定する訪
問看護に限る。）を行
う事業所（以下この項
において「訪問看護事
業所」という。）又は
独立行政法人国立重度
知的障害者総合施設の
ぞみの園法（平成十四
年法律第二百六十七号）
第十一條第一号に規定
する福祉施設（以下こ
の項において「医療機
関等」と総称する。）
において法第二条
第三条、法第五条又は
法第六条に規定する保
健師、助産師、看護師
又は准看護師（以下こ
の項において「看護職
員」と総称する。）と
して、その業務に従事
しようとするもの及び
学校教育法による大学

略

略

院の修士課程（これと

(略)	未来資金 (ひろ) しまDX 人材育成 奖学金を除く。)	(略)	(略)	院の修士課程（これと同等以上と知事が認められる外国における教育機関を含む。以下この項目において「大学院修士課程」という。）に在学し、看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来医療機関等において、看護職員の業務に従事しようとするものに対し、その者の修業上の便宜を図るために貸し付けた修学資金
(略)		(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	金 レ ン ジ 資 未 来	(略)			院の修士課程（これと同等以上と知事が認められる外国における教育機関を含む。以下この項において「大学院修士課程」という。）に在学し、看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来医療機関等において、看護職員の業務に従事しようとするものに対し、その者の修業上の便宜を図るために貸し付けた修学資金
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第二条 未来チャレンジ資金（ひろしまDX人材育成奨学金に限る。）の貸付けを受けた者

次項に規定する基準日の属する月の翌月から九年間の内に、八年間以上、県内企業除することができる。

二 高等専門学校（学校教育法第百十五条第一項に規定する高等専門学校の四年次以降

る専攻科をいふ。以下同じ。) 大学(学
校教育法第八、十二条第一項に規定する大学
といふ。以下同。)、大学院修二課程へ

年文部省令第一二十八号) 第二条に規定する課程をいう。以下同じ。)、大学院博士課

門職大学院（学校教育法第九十九条第二項に規定する専門職大学院をいう。以下同じ）

障害の程度に至る心身の故障のため高等専門学校、大学、大学院修士課程、大学院博士課程又は専門職大学院修了者を対象とする。

三 次項に規定する基準日の属する月の翌月
から九年以内に死亡し、又は心身の故障の

四 次項に規定する基準日の属する用語

から九年間の内で、県内企業等、県内の地

院の修士課程（これと

(略)	(略)	(略)	院の修士課程（これと同等以上と知事が認める外国における教育機関を含む。以下この項において「大学院修士課程」という。）に在学し、看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来医療機関等において、看護職員の業務に従事しようとするものに対し、その者の修業上の便宜を図るために貸し付けた修学資金
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

2)

方公共団体又はその他規則で定めるものに就業しなかつた期間が一年を超えたものであつて、当該超えるまでの期間の内で、県内企業等、県内の地方公共団体又はその他規則で定めるものに就業していた期間が四年間以上あるとき。

基準日は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める日とする。

- 一 高等専門学校を卒業した日の属する月の翌月から大学に編入学し、卒業後、大学を卒業した日の属する月の翌月から大学院修士課程に入学し、修了後、大学院修士課程を修了した日の属する月の翌月から大学院博士課程に進学し、修了した場合 大学院博士課程を修了する日
- 二 高等専門学校を卒業した日の属する月の翌月から大学に編入学し、卒業後、大学を卒業した日の属する月の翌月から専門職大学院に入学し、修了後、専門職大学院を修了した日の属する月の翌月から大学院修士課程に進学し、修了した場合 大学院博士課程を修了する日
- 三 高等専門学校を卒業した日の属する月の翌月から大学に編入学し、卒業後、大学を卒業した日の属する月の翌月から大学院修士課程に入学し、大学院修士課程を修了した場合 大学院修士課程を修了する日
- 四 高等専門学校を卒業した日の属する月の翌月から大学に編入学し、卒業後、大学を卒業した日の属する月の翌月から専門職大学院に入学し、専門職大学院を修了した日の属する月の翌月から大学院修士課程を修了した場合 大学院博士課程を修了する日
- 五 高等専門学校を卒業した日の属する月の翌月から大学院修士課程に入学し、修了後、大学院修士課程を修了した日の属する月の翌月から大学に編入学し、卒業後、大学を卒業した日の属する月の翌月から専門職大学院に入学し、専門職大学院を修了した場合 大学院博士課程を修了する日
- 六 高等専門学校を卒業した日の属する月の翌月から大学院修士課程に入学し、修了した場合 大学院修士課程を修了する日
- 七 高等専門学校を卒業した日の属する月の翌月から大学院修士課程に入学し、修了した場合 大学院修士課程を修了する日
- 八 高等専門学校を卒業した日の属する月の翌月から大学院修士課程を修了した日の属する月の翌月から専門職大学院に入学し、修了した場合 大学院修士課程を修了する日
- 九 高等専門学校を卒業した日の属する月の翌月から専門職大学院に入学し、修了した場合 大学院修士課程を修了する日
- 十 大学を卒業した日の属する月の翌月から大学院修士課程に入学し、修了後、大学院修士課程を修了した日の属する月の翌月から大学院博士課程に進学し、修了した場合 大学院博士課程を修了する日

- 十一 大学院博士課程を修了する日
大学を卒業した日の属する月の翌月から大学院修士課程に入学し、修了した場合
大学院修士課程を修了する日
- 十二 大学院修士課程を修了する月の翌月から大学を卒業した日の属する月の翌月から専門職大学院に入学し、修了後、専門職大学院を修了した日の属する月の翌月から大学院博士課程に進学し、修了した場合
大学院博士課程を修了する日
- 十三 大学を卒業した日の属する月の翌月から専門職大学院に入学し、修了した場合
専門職大学院を修了する日
- 十四 大学院修士課程を修了した日の属する月の翌月から大学院博士課程に進学し、修了した場合
大学院修士課程を修了した日の属する月の翌月から大学院博士課程に進学し、修了した場合
大学院博士課程を修了する日
- 十五 専門職大学院を修了した日の属する月の翌月から大学院博士課程に進学し、修了した場合
高等専門学校を卒業し、第一号から第十九号までに該当しない場合
高等専門学校を卒業する日
- 十六 高等専門学校を卒業し、第一号から第十九号までに該当しない場合
高等専門学校を卒業する日
- 十七 大学を卒業し、第十号から第十二号までに該当しない場合
大学を卒業する日

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

高度で多彩な産業人材の一層の育成を目的として、貸付けを受けた者が大学等の課程を卒業又は修了等した場合における返還債務の免除に関して必要な事項を定めるなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第一十七号議案

広島県農水産振興資金特別会計条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県農水産振興資金特別会計条例の一部を改正する条例案

広島県農水産振興資金特別会計条例の一部を改正する条例案

広島県農水産振興資金特別会計条例（平成二十三年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

広島県農水産振興資金特別会計条例		改正前
（設置）	改正後	改正前
第一條 農業經營に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十二号）第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号。次条において「旧農業改良資金助成法」という。）第三条に規定する事業及び農業の構造改革を推進するための農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二百二号）第四条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第一号。次条において「旧就農促進特別措置法」という。）第十九条第一項に規定する貸付事業に係る経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。	第一條 農業經營に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十二号）第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号。次条において「旧農業改良資金助成法」という。）第三条に規定する事業及び農業の構造改革を推進するための農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二百二号）第四条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第一号。次条において「旧就農促進特別措置法」という。）第十九条第一項に規定する貸付事業に係る経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。	第一條 第二十五条第一項に規定する事業の経理は、同法第十三条第一項の規定により特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第一条 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第三条第一項に規定する事業の経理は、同法第十三条第一項の規定により特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（歳入及び歳出）

第一条 この特別会計においては、繰越金、一般会計からの繰入金及び附属諸収入をもつて歳入とし、一般会計への繰出金その他の諸支出をもつて歳出とする。

第一条 前条第一項に規定する経理に係る特別会計においては、繰越金、一般会計からの繰入金、旧農業改良資金助成法第十二条第二項に規定する貸付金等及び旧就農促進特別措置

法第十八条第一項に規定する資金の償還金（旧農業改良資金助成法第十一條の規定による連約金を含む。）並びに附屬諸収入をもつて歳入とし、国への償還金、一般会計への操作金その他の諸支出をもつて歳出とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）第三条に規定する事業及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二百二号）第四条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第十九条第一項に規定する貸付事業に係る令和四年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例により行うものとする。

(提案理由)

旧農業改良資金貸付事業における違約延滞金の管理を特別会計から一般会計による経理に移行させること及び就農支援資金貸付事業が終了することに伴い、関係規定の整理を行うため、この条例案を提出する。

県第二十八号議案

広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年二月七日

広島県知事 湯崎英彦

広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改
正する条例案

広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改
正する条例案

広島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十五年広島県条例第一二十一号）の一部を

次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

（公営企業の設置）
第一条 県に、広島県流域下水道事業（第四条の三を除き、以下「公営企業」という。）を設置する。

（公営企業の設置）
第一条 県に、次に掲げる事業（以下「公営企業」という。）を設置する。
一 広島県工業用水道事業（以下「工業用水道事業」という。）
二 広島県水道用水供給事業（以下「水道用水供給事業」という。）
三 広島県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）

（法の適用）

第一条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号、以下「法」という。）第二条第三項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定により、公営企業に法の規定の全部を平成三十一年四月一日から適用する。

（経営の基本）
第三条（略）

（法の適用）
第一条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号、以下「法」という。）第二条第三項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定により、流域下水道事業に法の規定の全部を平成三十一年四月一日から適用する。

（経営の基本）
第三条（略）

2 工業用水道事業において設ける施設は、次のとおりとする。

道	業用	東部工水道	太田川第一期	名 称	水 源	給水区域	量
水道	第一期		太田川				
広島市	東	芸郡 広島市、 吳市、	広島市、 吳市、安	九万三千立 方メートル	二十三万立 方メートル	一日当たり の最大給水 量	

(事務処理のための組織)
第四条の二 法第十四条の規定に基づき、公営企業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、企業局を置く。
企業局の位置は、広島市中区基町とする。

(事務処理のための組織)
第四条の二 法第十四条の規定に基づき、上下水道部長の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部を置く。

(広島県上下水道部流域下水道事業評価委員会)

第四条 公営企業の管理者は、上下水道部長といふ。
(管理者)

四条 公営企業の管理者は、上下水道部長といふ。

4 (略) 上島町

2 | 略

(略)

3	水道	沼田川工業用
		沼田川
		忠海町字 西長浜の 区域に限 る。)一 三原市、 尾道市、 福山市(
		竹原市(
		安芸郡
次のとおりとする。 水道用水供給事業において設ける施設は、 区域に限 る。)	方メートル 六万四千立	

3	水道	沼田川工業用
		沼田川
		忠海町字 西長浜の 区域に限 る。)一 三原市、 尾道市、 福山市(
		竹原市(
		安芸郡
次のとおりとする。 水道用水供給事業において設ける施設は、 区域に限 る。)	方メートル 六万四千立	

第四条の三 前条に定めるもののほか、上下水道部長の諮問に応じ、広島県流域下水道事業（以下この条において「流域下水道事業」という。）の評価について調査審議するため、

広島県上下水道部流域下水道事業評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

会

第四条の三 前条に定めるもののほか、上下水道事業等の評価に応じ、工業用水道事業、水道用水供給事業及び流域下水道事業（以下この条において「水道事業等」という。）の評価について調査審議するため、広島県企業局水道事業等評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第四条の三 前条に定めるもののほか、管理者の諮問に応じ、工業用水道事業、水道用水供給事業及び流域下水道事業（以下この条において「水道事業等」という。）の評価について調査審議するため、広島県企業局水道事業等評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

3 2 (略)
委員は、流域下水道事業の評価に関し識見を有する者のうちから、上下水道部長が任命する。

3 2 (略)
委員は、水道事業等の評価に関し識見を有する者のうちから、管理者が任命する。

4 4・5 (略)
前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、上下水道部長が別に定める。

4 4・5 (略)
前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

6 4・5 (略)
前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、上下水道部長が別に定める。

6 4・5 (略)
前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、管理者が別に定める。

(その他の組織)
第四条の四 前二条に定めるもののほか、上下水道部長は、公募型プロポーザル方式（契約の内容が専門的な知識又は技術が要求されるものについて、提案の内容に基づき公募により地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六号）第一百六十七条の二第一項第二号の規定による随意契約の相手方を選定する方式をいう。）による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する組織を置くことができる。

(その他の組織)
第四条の四 前二条に定めるもののほか、管理者は、公募型プロポーザル方式（契約の内容が専門的な知識又は技術が要求されるものについて、提案の内容に基づき公募により地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六号）第一百六十七条の二第一項第二号の規定による随意契約の相手方を選定する方式をいう。）による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する組織を置くことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（広島県工業用水道条例及び広島県水道用水供給水道条例の廃止）

2 広島県工業用水道条例（昭和四十年広島県条例第三十号）及び広島県水道用水供給水道条例（昭和四十九年広島県条例第二十号）は、廃止する。

（広島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

3 広島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年広島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

(提案理由)

広島県水道広域連合企業団を設立し、広島県工業用水道事業及び広島県水道用水供給事業の事務を同企業団に承継することに伴い、これらの事業に係る規定を削除するなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十九号議案

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年二月七日

広島県知事 湯崎英彦

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例案

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例案

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年広島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第二条関係）				別表（第一条関係）			
名 称	位 置	管 轄 区 域		名 称	位 置	管 轄 区 域	
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	

備考	（略）	（略）	（略）
一	二	三	四

備考	（略）	（略）	（略）
一	二	三	四

附 則
この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

福山市加茂町の一部及び同市駅家町の一部の区域をもつて新たに町の区域が画されたことに伴い、広島県福山北警察署の管轄区域の表示などを改めるため、この条例案を提出する。

県第二十号議案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年二月七日

広島県知事 湯崎英彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第三条（略） (信号機に関する基準)</p> <p>一 二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者若しくは遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を行っているものに限る。）又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができる「こととなる信号を表示しない」となるもの</p>	<p>第三条（略） (信号機に関する基準)</p> <p>一 二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができる「こととなる信号を表示しない」となるもの</p>

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

道路交通法等の一部改正を踏まえ、信号機に関する基準に遠隔操作型小型車に係る規定を加えるため、この条例案を提出する。

県第三十一号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次とおり県営引野住宅Aブロック（仮称）一期新築工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 工事名 県営引野住宅Aブロック（仮称）一期新築工事
二 工事場所 福山市引野町南一丁目
三 請負金額 八三三、八〇〇、〇〇〇円
四 請負者 吳市中央三丁目一二番四号
大之木建設株式会社

福山市地吹町一八番一六号
占部建設工業株式会社
五 工期 議決の日の翌日から
令和六年八月三十日まで

(提案理由)

県営引野住宅Aブロック（仮称）一期新築工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第二十二号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり県営熊野住宅南ブロック（仮称）一期新築工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

- | | |
|--------|---|
| 一 工事名 | 県営熊野住宅南ブロック（仮称）一期新築工事 |
| 二 工事場所 | 安芸郡熊野町貴船 |
| 三 請負金額 | 一、三六九、五〇〇、〇〇〇円 |
| 四 請負者 | 大阪市北区西天満二丁目八番五号
株式会社 鴻治組 |
| 五 工期 | 広島市中区十日市町一丁目一番九号
山陽工業株式会社
議決の日の翌日から
令和七年一月三十一日まで |

(提案理由)

県営熊野住宅南ブロック（仮称）一期新築工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第三十三号議案

工事請負契約の変更について

令和二年県第八十一号議案により契約を締結することについて議決を得た一級河川太田川水系三條川災害復旧助成工事（四一二三工区）の請負契約の工期を次のように変更する」とについて、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変更後	変更前
一一四 （略） 五工期 議決の日の翌日から 令和六年三月二十五日まで	一一四 （略） 五工期 議決の日の翌日から 令和五年三月二十四日まで

(提案理由)

令和二年県第八十一号議案により契約を締結することについて議決を得た一級河川太田川水系三篠川災害復旧助成工事（四一二工区）の請負契約については、用地交渉に時間を要し、用地取得に遅延が生じた影響により、工事着手時期に遅延が生じたため工期を変更する必要が生じたので、県議会の議決を求める。

県第三十四号議案

工事請負契約の変更について

令和三年県第八十二号議案により契約を締結することについて議決を得た広島南警察署
庁舎新築その他工事の請負契約の請負金額を次のように変更することについて、県議会の
議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように
変更する。

	変更後	変更前
一・二 (略)		
三 請負金額	二、〇九〇、〇一九、八〇〇 円	一、九八〇、〇〇〇、〇〇〇 円
四・五 (略)		

(提案理由)

令和三年県第八十二号議案により契約を締結することについて議決を得た広島南警察署
庁舎新築その他工事の請負契約については、労務単価等の変動に伴う設計変更により、請
負金額を変更する必要が生じたので、県議会の議決を求める。

県第二十五号議案

財産の無償貸付けについて

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第六号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 財産の表示

所 在 広島市中区大手町一丁目五番地三

種 別 建物

内 容 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造地下二階地上九階建て一棟のうち、広島県が所有する五階及び六階等の部分

面 積 延べ一、九八五・八一平方メートル

二 貸付期間

令和五年四月一日から

令和十年三月三十一日まで

三 相手方

広島市南区宇品東一丁目一番七一号
広島県公立大学法人

(提案理由)

広島県公立大学法人に無償で貸し付けている財産を同法人に引き続き無償で貸し付けるため、県議会の議決を求める。

県第三十六号議案

財産の減額貸付けの変更について

平成二十五年県第四十九号議案により当初議決を得、平成二十七年県第七十三号議案により貸付料及び貸付期間の変更の議決を得た後、平成三十年県第五十四号議案により貸付料の変更の議決を得た一般社団法人広島県医師会への財産の減額貸付けについて、貸付料を次のように変更する必要があるため、当該変更について、県議会の議決を求める。

令和五年一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

	変更後	変更前
一 (略)		
二 貸付料 (年額)		
令和二年度から令和四年度まで 一九、三	一九、三	
四五、二〇〇円	四五、二〇〇円	
令和五年度 二一、二七九、七一〇円	二一、二七九、七一〇円	
令和六年度 二三、四〇七、六九〇円	二三、四〇七、六九〇円	
令和七年度 二五、七四八、四六一円	二五、七四八、四六一円	
令和八年度 二八、三三三、三〇七円	二八、三三三、三〇七円	
令和九年度 三一、一五五、六三七円	三一、一五五、六三七円	
令和十年度以降 三三、七六〇、〇〇〇円	三三、七六〇、〇〇〇円	
三・四 (略)	三・四 (略)	

(提案理由)

平成二十五年県第四十九号議案により当初議決を得、平成二十七年県第七十三号議案により貸付料及び貸付期間の変更の議決を得た後、平成二十年県第五十四号議案により貸付料の変更の議決を得た一般社団法人広島県医師会への財産の減額貸付けについて、貸付料の改定に当たり鑑定評価を行った結果、土地の鑑定評価格が増加したため、当該貸付料の変更について、県議会の議決を求める。

県第三十七号議案

和解に応じることについて

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項（第十二号の規定により、次のとおり和解に応じることについて、県議会の議決を求める。）

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地下埋設物撤去等請求事件の事件番号、相手方及び係属裁判所

事件番号	相手方	裁判所	裁係所属
令和元年九月九号(引)	[REDACTED]	[REDACTED]	裁広島地方裁判所

二 和解条項

- 1 被告広島市は、[REDACTED]（以下「原告」という。）に対し、本件解決金として千七百四十一万五千二百円の支払義務があることを認める。
- 2 被告広島市は、原告に対し、前項の金員を、令和五年三月三十一日限り、原告指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告広島市の負担とする。
- 3 原告は、被告広島市に対するその他の請求及び被告広島県に対する請求をいずれも放棄する。
- 4 原告及び被告らは、原告と被告広島市との間及び原告と被告広島県との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

(提案理由)

〔**■**〕が広島市及び県に対して同人所有の土地に存するがれき類の撤去等を求めた地下埋設物撤去等請求事件は、和解により解決することが適当と認められるので、訴訟上の和解に応じることについて、県議会の議決を求める。

県第三十八号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について

広島県水道広域連合企業団と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第一条 広島県水道広域連合企業団（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び広島県水道広域連合企業団情報公開条例（令和五年条例第六号）に基づく处分に係るもの）を除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第二条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び支払方法は、甲乙協議して定める。

第四条 委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第五条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料の収入は、全て乙の収入とする。

（決算の場合の措置）

第六条 乙の長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第六項の規定により決算の要領を住民に公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を、甲の長に通知するものとする。

（条例等改正の場合の措置）

第七条 乙は、委託事務に適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、その旨を甲に通知するものとする。

（その他）

第八条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算するものとする。

(提案理由)

広島県水道広域連合企業団と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に關し、同企業団と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第三十九号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

世羅中央病院企業団と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

世羅中央病院企業団と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 世羅中央病院企業団（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく处分に係るもの）を除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 世羅中央病院企業団（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（世羅中央病院企業団個人情報保護条例に基づく处分に係るもの）を除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

世羅中央病院企業団と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに關し、同組合と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第四十号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

安芸地区衛生施設管理組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

安芸地区衛生施設管理組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 安芸地区衛生施設管理組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく处分に係るもの）を除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 安芸地区衛生施設管理組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

安芸地区衛生施設管理組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに關し、同組合と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第四十一号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

広島県市町総合事務組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

広島県市町総合事務組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 広島県市町総合事務組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を處理する事務（広島県市町総合事務組合情報公開条例（平成二十七年条例第三号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 広島県市町総合事務組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を處理する事務（広島県市町総合事務組合情報公開条例（平成二十七年条例第三号）及び広島県市町総合事務組合個人情報保護条例（平成二十七年条例第四号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

広島県市町総合事務組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに關し、同組合と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第四十一号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

宮島ボートレース企業団と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

宮島ボートレース企業団と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条（宮島ボートレース企業団（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るもの）を除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条（宮島ボートレース企業団（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託す</p>

(提案理由)

宮島ポートレース企業団と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに關し、同組合と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第四十三号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

三原広域市町村圏事務組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

三原広域市町村圏事務組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 三原広域市町村圏事務組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るもの）を除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 三原広域市町村圏事務組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

三原広城市町村圏事務組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに關し、同組合と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第四十四号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

芸北広域環境施設組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

芸北広域環境施設組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 芸北広域環境施設組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るもの）を除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 芸北広域環境施設組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

芸北広域環境施設組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに關し、同組合と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第四十五号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

広島中部台地土地改良施設管理組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

広島中部台地土地改良施設管理組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 広島中部台地土地改良施設管理組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るもの）を除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」とい）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 広島中部台地土地改良施設管理組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

広島中部台地土地改良施設管理組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに關し、同組合と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第四十六号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

広島中央環境衛生組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

広島中央環境衛生組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 広島中央環境衛生組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（広島中央環境衛生組合情報公開条例（平成二十一年条例第二十六号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 広島中央環境衛生組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（広島中央環境衛生組合情報公開条例（平成二十一年条例第二十六号）及び広島中央環境衛生組合個人情報保護条例（平成二十一年条例第二十七号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託す</p>

(提案理由)

広島中央環境衛生組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに關し、同組合と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第四十七号議案

公平委員会の事務の委託に関する協議について

広島県水道広域連合企業団と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

広島県水道広域連合企業団と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を広島県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙の請求に基づき甲の負担とする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

広島県水道広域連合企業団と広島県との間の公平委員会の事務の委託に關し、同企業団と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第四十八号議案

高陽取水場管理事務の事務委託の廃止に関する協議について

広島県と広島市との間における高陽取水場管理事務の事務委託の廃止に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県と広島市との間における高陽取水場管理事務の事務委託に関する規約
を廃止する規約

広島県と広島市との間における高陽取水場管理事務の事務委託に関する規約（昭和五十四年四月一日施行）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

広島県と広島市との間における高陽取水場管理事務の事務委託を廃止することに關し、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第四十九号議案

上水道管理事務の事務委託の廃止に関する協議について

広島県と呉市との間における上水道管理事務の事務委託の廃止に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県と呉市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約を廃止

する規約

広島県と呉市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約（昭和四十九年八月一日施行）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

広島県と吳市との間における上水道管理事務の事務委託を廃止することに關し、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第五十号議案

上水道管理事務の事務委託の廃止に関する協議について

呉市と広島県との間における上水道管理事務の一部事務委託の廃止に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

呉市と広島県との間における上水道管理事務の一部事務委託に関する規約を
廃止する規約

呉市と広島県との間における上水道管理事務の一部事務委託に関する規約（昭和四十年四月一日施行）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

吳市と広島県との間における上水道管理事務の一部事務委託を廃止する」とことに関して、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第五十一号議案

上水道管理事務の事務委託の廃止に関する協議について

三原市と広島県との間における上水道管理事務の事務委託の廃止に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

三原市と広島県との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約を廃止する規約

三原市と広島県との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約（平成十七年三月二十二日施行）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

三原市と広島県との間における上水道管理事務の事務委託を廃止することに關し、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第五十一号議案

上水道管理事務の事務委託の廃止に関する協議について

広島県と尾道市との間における上水道管理事務の事務委託の廃止に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和五年一月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県と尾道市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約を廢止する規約

広島県と尾道市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約（平成元年四月一日施行）は、廢止する。

附 則

この規約は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

広島県と尾道市との間における上下水道管理事務の事務委託を廃止することについて、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第五十三号議案

上水道管理事務の事務委託の廃止に関する協議について

江田島市と広島県との間における上水道管理事務の事務委託の廃止に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

江田島市と広島県との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約を
廃止する規約

江田島市と広島県との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約（平成十六年
十一月一日施行）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

江田島市と広島県との間における上水道管理事務の事務委託を廃止することに關し、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第五十四号議案

広島高速道路公社の定款の一部変更について

広島高速道路公社から地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第五条第五項の規定により、次のとおり基本財産の額の増加に係る定款の一部変更をすることについて同意を求められたので、これに同意することについて、同条第六項の規定により、県議会の議決を求める。

令和五年一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

広島高速道路公社定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変更後	変更前
(基本財産の額)	(基本財産の額)
第十六条 この道路公社の基本財産の額は、九三、三三九、六〇〇、〇〇〇円とし、地方公 共団体の出資の額は、次のとおりとする。	第十六条 この道路公社の基本財産の額は、九二、六七九、六〇〇、〇〇〇円とし、地方公 共団体の出資の額は、次のとおりとする。
広島県 四六、六六四、八〇〇、〇〇〇円	広島県 四六、三三九、八〇〇、〇〇〇円
広島市 四六、六六四、八〇〇、〇〇〇円	広島市 四六、三三九、八〇〇、〇〇〇円

(提案理由)

広島高速道路公社から基本財産の額の増加に係る定款の一部変更をすることについて同意を求められたので、これに同意することについて、県議会の議決を求める。

県第五十五号議案

水産基盤整備事業の費用の一部の負担を受益市に
求めることについて

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第二十七条第一項の規定により、次のとおり
水産基盤整備事業のうち漁場環境保全創造事業（中西部・備後燧地区）に要する費用の一
部の負担を利益を受ける市に求めることについて、同条第一項の規定により、県議会の議
決を求める。

令和五年一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

事業	負担基準	受益市
漁場環境保全創造事業（ 中西部・備後燧地区）	事業費の一〇分の三に相当する額	三原市

(提案理由)

水産基盤整備事業のうち漁場環境保全創造事業（中西部・備後燧地区）に要する費用の一部の負担を受益市に求めるため、県議会の議決を求める。

県第五十六号議案

農村整備事業の費用の一部の負担を受益市町に求めることについて

地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）第二十七条第一項の規定により、次のとおり農村整備事業のうちため池緊急整備事業（塚松ため池地区及び高雄池地区）及び基幹農道整備事業（神石地区）に要する費用の一部の負担を利益を受ける市町に求める」として、同条第二項の規定により、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業	負担基準	受益市町
ため池緊急整備事業（塚松ため池地区）	事業費の一〇分の四に相当する額	三次市
ため池緊急整備事業（高雄池地区）	事業費の一〇分の四に相当する額	庄原市
基幹農道整備事業（神石地区）	事業費の一〇分の三・五に相当する額	神石高原町

(提案理由)

農村整備事業のうちため池緊急整備事業（塚松ため池地区及び高雄池地区）及び基幹農道整備事業（神石地区）に要する費用の一部の負担を受益市町に求めるため、県議会の議決を求める。

県第五十七号議案

広島空港整備事業費負担金の一部の負担を県内各市町に求めることについて

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第七条第一項の規定により、次のとおり広島空港整備事業費負担金の一部の負担を県内各市町に求めることについて、同条第二項の規定により、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

一 負担を求める事業名及び事業年度

事業名 広島空港整備事業（施設更新及び滑走路端安全区域整備）

事業年度 令和五年度

二 負担金の額

空港法第六条第一項の規定により県が負担する負担金の額の百分の二十に相当する額を県内各市町の人口により按分した額

(提案理由)

広島空港整備事業費として県が負担すべき負担金の一部の負担を県内各市町に求めるため、県議会の議決を求める。

県第五十八号議案

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和五年二月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

一 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
二 契約金額 一七、六四一、〇〇〇円を上限とする額

三 契約の相手方

松浦隆敏（税理士）

四 契約期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

五 費用の支払方法

契約の定めるところによる。

(提案理由)

地方自治法第一百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査を実施するため、同法第二百五十二条の三十六第一項の規定により契約を締結することについて、県議会の議決を求める。